

第5期行田市障がい者計画

第7期行田市障がい福祉計画

第3期行田市障がい児福祉計画

令和6年3月

行 田 市

ごあいさつ

本市ではこれまで、平成30年3月に策定した「第4期障がい者計画」に基づき、障がい福祉の推進に取り組んでまいりました。また、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進するため、令和5年12月には「行田市障がい者差別解消推進条例」を施行したところです。

近年は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化に対する支援、幼少期からの発達支援など、様々な対応が求められています。また、全国で多発している地震や風水害を受けて、災害時における障がいのある人への支援や、地域での支えあいの見直しなど、障がい福祉を取り巻く環境は、日々新たな課題に直面しています。

このような状況に対応するため、今回、令和6年度から令和11年度を計画期間とする、「第5期障がい者計画」を策定いたしました。

計画の基本理念である「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち」を実現するためには、市や社会福祉協議会だけでなく、地域の企業や事業所、そして市民の皆様が互いに支え合うとともに、人格と個性を尊重する地域づくりが重要です。

市民の皆様におかれましては、この計画の趣旨をご理解いただき、それぞれの立場から、障がい福祉の推進にご協力いただければ幸いです。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめとした、関係者の皆様、並びに行田市障害者計画等策定委員会委員の皆様、改めて心からお礼申し上げます。



行田市長 行田 邦子

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の対象.....	1
第3節 計画策定の視点.....	1
第4節 計画の期間.....	3
第5節 計画の位置付け.....	4
第6節 計画の策定体制	5
第2章 行田市の障がいのある人を取り巻く状況	6
第1節 近年の障がい福祉施策の動向	6
第2節 地域の現状.....	10
1 人口・世帯の動向.....	10
2 年齢構成	11
第3節 障がいのある人の状況	12
1 身体障害者手帳所持者	12
2 療育手帳所持者	15
3 精神障害者保健福祉手帳所持者	17
第4節 アンケート及びヒアリング結果からみえる状況.....	19
1 障がい福祉に関するアンケート.....	19
2 団体ヒアリング	33
3 障がい福祉事業所等アンケート	37
第3章 計画の基本的考え方.....	40
第1節 計画の目標像.....	40
第2節 計画の基本目標と施策の方向	41
第3節 施策の方向.....	43
第4章 施策の方向	44
1 障がいのある人の相談・サービス支援体制の整備	44
2 障がいのある人の自立に向けた就労支援体制の整備	48
3 防災・減災等における障がいのある人の支援体制の整備.....	50
4 幼少期からの適切な療育・支援体制の整備.....	53
5 障がいのある人の権利擁護体制の整備.....	57
6 障がいのある人等に配慮したまちづくりの取り組み	59

第5章 福祉サービスの充実及び目標.....	66
1 市独自で数値目標を設定（任意事業）	66
2 福祉サービスの充実（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）	67
第6章 計画の推進	86
第1節 計画推進の体制	86
第2節 計画の進行管理	87
資料編.....	88
1 計画策定の経過	88
2 行田市障害者計画等策定委員会設置要綱	89
3 委員名簿	90
4 用語の解説.....	91

- 本計画における「障害」の表記については、前計画を踏襲し、法律名や法令等に基づく制度や施設名・組織名等の固有名詞など、漢字が適当な場合を除き、「障がい」としています。
- 文中で使われている語句で、特に解説が必要と思われるものについては、初出箇所において「※」を付記し、資料編「用語の解説」に、その説明を記載しています。
- 本計画にある組織名は、令和6年3月末時点のものであり、令和6年4月以降の組織改編等により変更となる場合があります。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

これまで本市では、障がい者に関する施策を、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合支援法※に基づく「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障がい児福祉計画」を合わせた「行田市障がい者計画」として包括的に体系化し、総合的に推進してきました。

平成30年3月に期間6年の計画として策定された「第4期行田市障がい者計画」は、最終年度である令和5年度を迎えましたが、この間、本市においては、平成29年12月に施行した「行田市手話言語条例」の取り組みや、「行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～」の施行等、各種障がい福祉施策に取り組んでまいりました。

本計画は、そうした点を踏まえつつ、本市における障がい者施策をより包括的で充実したものとするために、引き続き「障がい者計画」と「障がい福祉計画」更に「障がい児福祉計画」を一体化した計画として策定を行います。

第2節 計画の対象

本計画の対象となる「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1項に定義された、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障がい※や難病※により生活上の支障がある人も含みます。

また、本計画は、障がいのある人・ない人が分け隔てなくともに生きる「共生社会」の実現を目指した計画です。従って、障がいのある人もない人も全ての市民が計画の当事者となるものです。

第3節 計画策定の視点

本計画の策定では、近年の障がい者等に関する動向と、障がい福祉計画策定にあたり厚生労働省が告示する「基本指針」並びに埼玉県が示す「第7期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」を踏まえています。

- 障がいのある人の人権と主体性（自己選択・自己決定）の尊重
- 障がい福祉サービスの充実とサービス提供体制の整備
- 障がいのある人が包容（インクルージョン※）された共生社会の実現

【国の基本指針】

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障がい福祉計画等を作成する。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取り組み

【基本指針の主な見直し事項】

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の推進に向けた取り組み
- ⑨ 障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

第4節 計画の期間

本計画は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間で計画期間とします。この期間中において、「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」の部分については、令和 8（2026）年度中に見直し作業を行い、それぞれ「第 8 期障がい福祉計画」及び「第 4 期障がい児福祉計画」とすることを予定します。

また、計画期間中に国や県の障がい福祉に関する施策や社会情勢等に大きな変化があった場合には、必要に応じて計画全体についても見直しを行うこととします。

	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
行田市障がい者計画	第 5 期					
障がい福祉計画	第 7 期			(第 8 期)		
障がい児福祉計画	第 3 期			(第 4 期)		

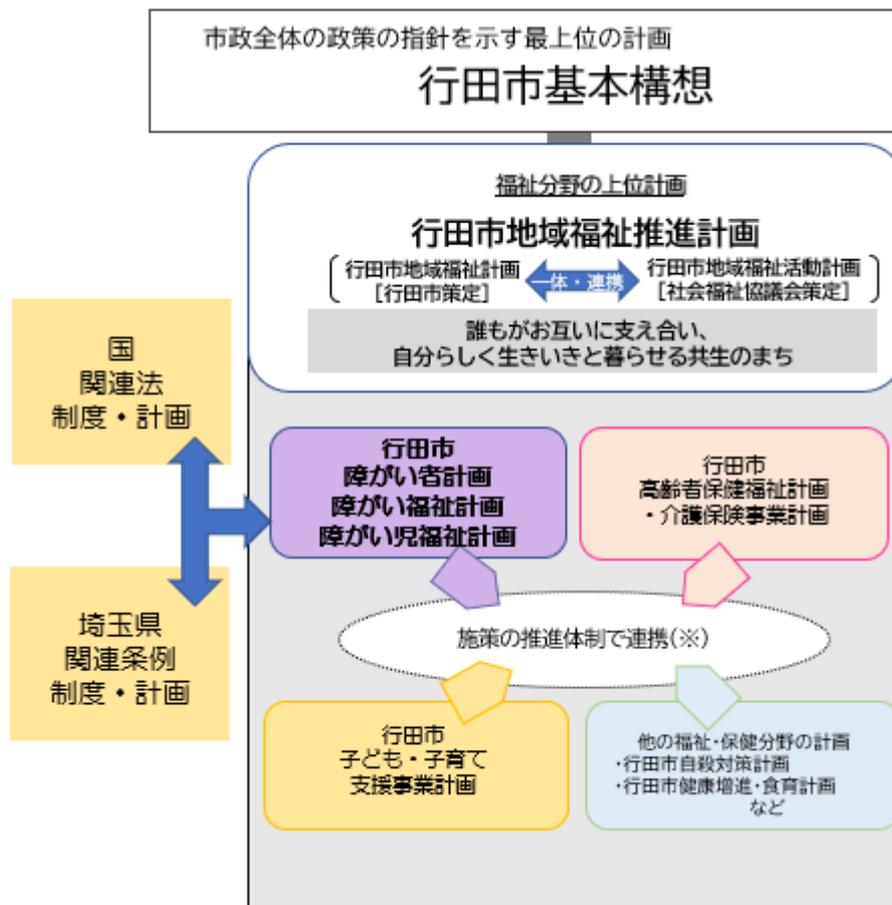
- * 第 6 期行田市障がい者計画 → 令和 10（2028）年度にアンケート調査等の実施
令和 11（2029）年度に改訂に向けた協議の実施
- * 第 8 期行田市障がい者福祉計画 → 令和 8（2026）年度に改訂に向けた協議の実施
- * 第 4 期行田市障がい児福祉計画 → 令和 8（2026）年度に改訂に向けた協議の実施

第5節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、本市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に関係企業・事業所・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

また、本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「障がい福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障がい児福祉計画」を併せ持った計画です。

本市においては、本計画は、障がいのある人や障がいのある児童に特化した個別計画です。福祉全体を対象とする「地域福祉推進計画」や、他の福祉分野に特化した計画等とも連携を図っていく必要があります。また、国の基本方針や県の策定する計画等とも連携を図っていく必要があります。



第6節 計画の策定体制

本計画については、障がいのある人のみならず、計画の当事者である全ての市民の意見を適切に計画に反映させるため、以下の体制で策定にあたりました。

- 行田市障害者計画策定委員会の設置及び委員会による計画の審議
- 障がい福祉に関するアンケート調査【障がいのある人・一般市民】の実施
- 障がい福祉団体・障がい福祉事業所ヒアリング調査の実施
- 第5期行田市障がい者計画（案）に関するパブリックコメントの実施
- 高齢者保健福・介護保険事業計画（案）及び障がい者計画等（案）合同説明会の実施

第2章 行田市の障がいのある人を取り巻く状況

第1節 近年の障がい福祉施策の動向

平成 23 年の改正により、障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）」の実現を目指すことが明記されるとともに、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける制限の要因として「社会的障壁」という概念も盛り込まれました。

これらの考え方を踏まえ、障がいのある人の基本的人権の確保や差別の禁止などに向け、関係する法律や制度、計画等が次のとおり整備されてきました。

児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月）

本改正により、障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また通所支援の実施主体が市区町村となりました。

障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などに、障がい者虐待の防止などのための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、擁護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進が図られることとなりました。

障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月）

地域社会での共生の実現に向けた新たな障がい保健福祉施策を講じるため、従来の障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うものとするのが明記された本法律が施行されました。

本法律により、従来の「障害程度区分」は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められるとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム※への一元化が実施されました。

更に「制度の谷間」を埋めるため、障がい者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、一定の障がいのある人が障がい福祉サービス等の対象となりました。

障害者優先調達法の施行（平成 25 年 4 月）

障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的として、障がい者就労施設が供給する物品等に対する需要の増進等を図るために、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品などの調達を推進するよう、必要な措置を講ずることを定める本法律が施行されました。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成 25 年 6 月）

平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告知される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

障害者雇用促進法の一部改正（平成 25 年 6 月）

雇用の分野での障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること（施行は平成 30 年 4 月）等を内容とするもので、本法律に基づいて「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成 27 年 3 月に策定されました。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成 26 年 4 月）

精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しを行うことを目的とした法律です。

難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行（平成 27 年 1 月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入をあてることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるための法律です。

障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 8 月）

発達障がい[※]者への支援の充実を図るために、発達障がい及び社会的障壁の定義の改正、発達障がい者への支援に関する基本理念の新設、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に対応できるようにするための体制の整備等が進められることになりました。

★ <本市の取り組み>

「行田市手話言語条例」の施行（平成 29 年 12 月）

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話への理解及び手話の普及の促進を図り、もって市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とした条例を制定し施行しました。

改正障害者総合支援法の施行（平成 30 年 4 月）

障がいのある人が希望する地域での生活を支援するために、自立生活援助や就労定着支援等の障がい福祉サービスの新設や、障がい児支援に関するニーズの多様化にきめ細かく対応するための居宅訪問型児童発達支援等の新設、更に障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体における障がい児福祉計画の策定の義務化等が規定されました。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（令和元年6月）

障がいの有無に関わらず、全ての国民が読書に親しむことができる社会を実現するため、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）が公布・施行されました。また、令和2年7月には、視覚に障がいのある人が利用しやすい書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上等について取り組む「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（通称：読書バリアフリー基本計画）が策定されました。

「障害者権利条約」の日本への総括所見（令和4年9月）

障害者権利条約は、平成26年1月に批准され、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する、障がい者に関する初めての国際条約です。

令和4年9月には、国連の障害者権利委員会から日本への総括所見が提示されました。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

「第5次障害者基本計画」策定

対象期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

国の障害者政策委員会がとりまとめた「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、令和5年度からの5年間を計画期間とする第5次障害者基本計画が策定されました。

★ <本市の取り組み>

「行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～」の施行（令和5年12月）

本市における障がいを理由とする差別の解消の実現に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めたものです。

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした条例を制定しました。

「改正障害者差別解消法」の施行（令和6年4月）

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、努力義務から義務に改めました。

また、国及び地方公共団体の連携協力の責務を追加するとともに、差別解消のための支援措置が強化されました。

■SDGs（持続可能な開発目標）

2015年（平成27年）9月に国連で採択された、2030年までに持続可能でより良い社会を目指す国際社会の共通目標です。

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向け17の共通目標を掲げており、目標3の「あらゆる年齢の「すべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」など本計画とも深い関連があります。

*「第3章 計画の基本的な考え方」を先にご覧になりたい方は、40ページへおすすみください。

*「第4章 施策の展開」を先にご覧になりたい方は、44ページへおすすみください。

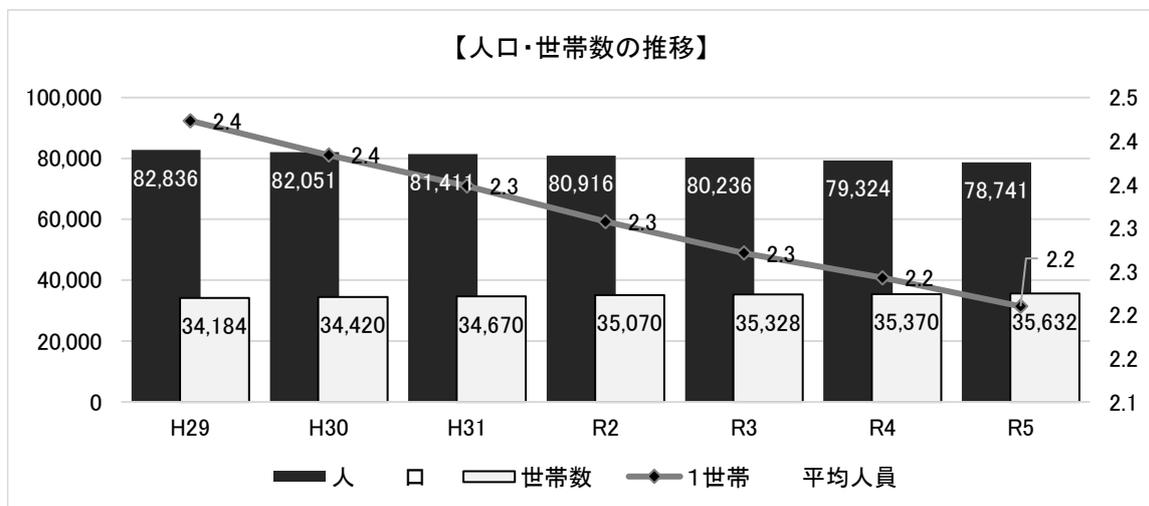


第2節 地域の現状

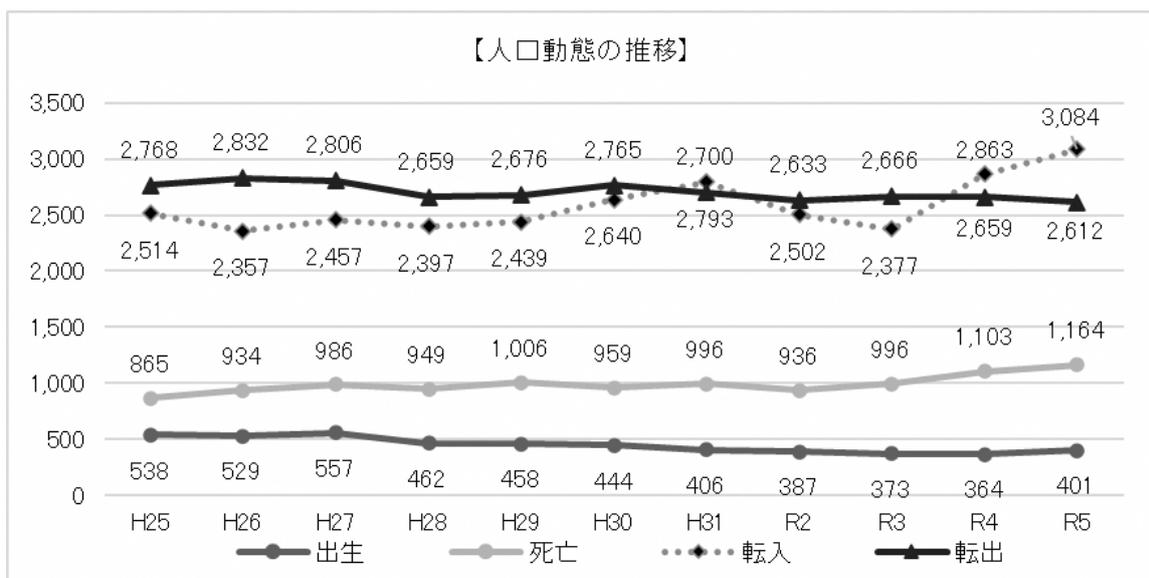
1 人口・世帯の動向

本市の総人口は減少傾向にあり、平成29年の82,836人から令和5年の78,741人へと、5年間で4,095人、約4.9%減少しました。一方、世帯数は増加傾向にあり、平成29年の34,184世帯から、令和5年の35,632世帯へと、5年間で1,448世帯増加しました。この結果、令和5年における世帯あたりの人口は2.21人となり、5年間で0.21人減少しました。

また、人口動態の推移をみると、ここ5年間で、出生数と死亡数の差である自然増減は減少、転入数と転出数の差である社会増減は令和4年から増加しています。



資料：統計ぎょうだ（各年1月1日時点）

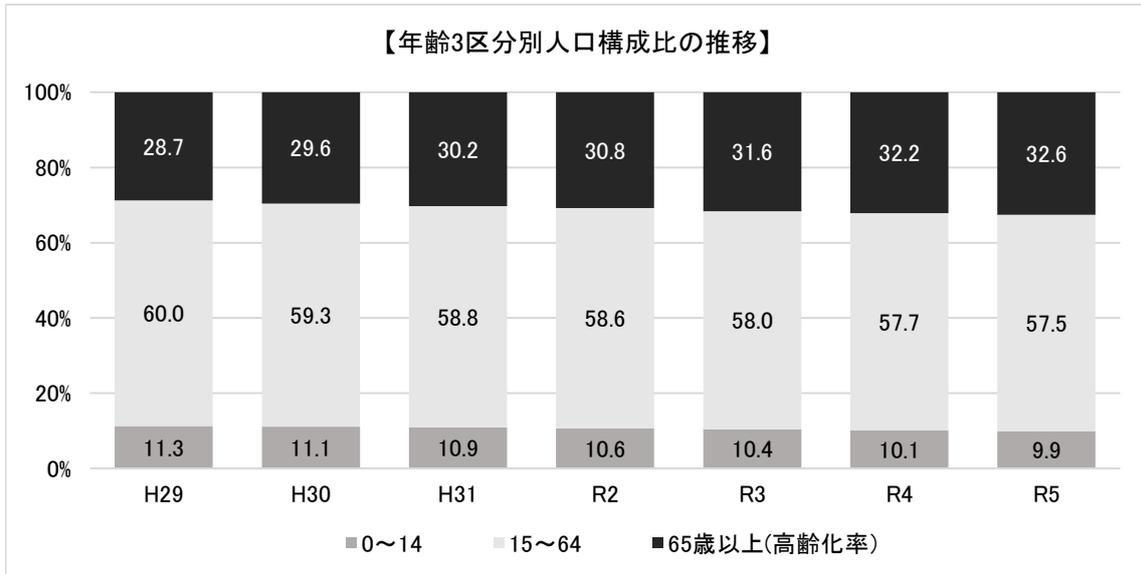


資料：統計ぎょうだ（各年12月31日時点）

※R5については事務局の集計による。

2 年齢構成

本市の年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳以上の構成比（高齢化率）が平成29年の28.7%から令和5年には32.6%と5年間で3.9%増加する一方、15～64歳の生産年齢人口は2.5%、0～14歳の年少人口は1.4%それぞれ減少しました。



資料：統計ぎょうだ（各年1月1日時点）

第3節 障がいのある人の状況

1 身体障害者手帳所持者

本市の令和5年9月末時点での身体障害者手帳※所持者数は2,374人で、1級が最も多く835人(35.2%)、次いで4級が583人(24.6%)を占めています。

平成30年からの5年間の推移をみると、合計では152人(6.0%)減少し、1級は25人(2.9%)と微減しました。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	等級						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
平成30年	860	375	403	616	135	137	2,526
令和元年	854	360	421	613	139	127	2,514
令和2年	869	342	418	604	135	127	2,495
令和3年	868	331	413	597	125	123	2,457
令和4年	841	322	412	582	118	125	2,400
令和5年	835	323	396	583	115	122	2,374

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和5年は9月末時点）

障がいの種別でみると、各年とも、肢体不自由が最も多く、令和5年は1,132人(47.7%)を占め、次いで内部障がい839人(35.3%)となっています。

平成30年からの5年間の推移をみると、内部障がい31人(3.8%)増加したのに対し、肢体不自由は175人(13.4%)、視覚障がいは8人(4.9%)、それぞれ減少しました。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	種別					合計
	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	
平成30年	162	214	35	1,307	808	2,526
令和元年	164	213	37	1,279	821	2,514
令和2年	169	208	41	1,240	837	2,495
令和3年	163	212	40	1,192	850	2,457
令和4年	155	211	42	1,158	834	2,400
令和5年	154	210	39	1,132	839	2,374

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和5年は9月末時点）

年代別にみると、令和5年では65歳以上が1,752人(73.8%)、40～64歳が490人(20.6%)で、39歳以下は132人(5.6%)となっています。

平成30年からの5年間の推移をみると、いずれの年代も減少していますが、65歳以上が86人(4.7%)、40～64歳は43人(8.1%)と、若年層の減少が大きくみられます。

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	年代				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
平成30年	41	114	533	1,838	2,526
令和元年	36	108	529	1,841	2,514
令和2年	35	101	510	1,849	2,495
令和3年	36	97	502	1,822	2,457
令和4年	31	105	490	1,774	2,400
令和5年	31	101	490	1,752	2,374

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和5年は9月末時点）

令和5年9月末時点での等級別年代別では、各級とも65歳以上が最も多く、また、いずれの年代も1級が最も多くなっていますが、各年代で1級が占める割合は、65歳以上では561人(32.0%)、40～64歳では212人(43.3%)、18～39歳では45人(44.6%)、18歳未満では17人(54.8%)と、年代が低いほど、割合が高くなっています。

■等級別年代別身体障害者手帳所持者数 (単位:人)

	等級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	17	6	4	2	1	1	31
18～39歳	45	26	13	12	2	3	101
40～64歳	212	71	54	92	32	29	490
65歳以上	561	220	325	477	80	89	1,752
合計	835	323	396	583	115	122	2,374

資料：福祉課（令和5年9月末時点）

令和5年9月末時点での障がい種別年代別では、いずれの障がいも65歳以上が最も多くなっています。

また、いずれの年代も肢体不自由が最も多くなっていますが、各年代で肢体不自由が占める割合は、65歳以上では818人(46.7%)、40～64歳では237人(48.4%)であるのに対し、18～39歳では60人(59.4%)、18歳以下では17人(54.8%)と、若い年代では、割合が高くなっています。

■障がい種別年代別身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

	種別					合計
	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	
18歳未満	5	4	0	17	5	31
18～39歳	3	12	2	60	24	101
40～64歳	38	33	8	237	174	490
65歳以上	108	161	29	818	636	1,752
合計	154	210	39	1,132	839	2,374

資料：福祉課（令和5年9月末時点）

2 療育手帳所持者

本市の令和5年9月末時点での療育手帳※所持者数は711人で、区分ではBが最も多く215人(30.2%)、次いでCが208人(29.3%)、Aが151人(21.2%)、㊤が137人(19.3%)となっています。

平成30年からの5年間の推移をみると、合計では78人(11.0%)増加しました。区分別ではCで49人(23.6%)増加しました。

■区分別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

	区分				
	㊤	A	B	C	合計
平成30年	134	142	198	159	633
令和元年	136	147	197	165	645
令和2年	134	143	202	171	650
令和3年	136	142	206	186	670
令和4年	136	150	213	200	699
令和5年	137	151	215	208	711

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和5年は9月末時点）

年代別にみると、各年とも、18～39歳が最も多く、令和5年は262人(36.8%)を占めています。平成30年からの5年間の推移をみると、18～39歳の45人(17.2%)と40～64歳の19人(8.9%)の増加が大きくなっています。

■年代別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

	年代				合計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	
平成30年	174	217	195	47	633
令和元年	177	215	203	50	645
令和2年	168	224	204	54	650
令和3年	173	236	208	53	670
令和4年	175	256	214	54	699
令和5年	181	262	214	54	711

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和5年は9月末時点）

区分別年代別にみると、区分㊤とCでは18～39歳、AとBでは40～64歳がそれぞれ最も多く、18歳未満及び18～39歳ではC、40～64歳及び65歳以上ではBがそれぞれ最も多くなっています。

■区分別年代別療育手帳所持者数

(単位：人)

	区分				合計
	㊤	A	B	C	
18歳未満	27	23	41	90	181
18～39歳	59	47	65	91	262
40～64歳	41	62	85	26	214
65歳以上	10	19	24	1	54
合計	137	151	215	208	711

資料：福祉課（令和5年9月末時点）

3 精神障害者保健福祉手帳所持者

本市の令和5年9月末時点での精神障害者保健福祉手帳※所持者数は824人で、等級では2級が513人（62.2%）で最も多くなっています。

平成30年からの5年間の推移をみると、合計では240人（41.1%）増加しました。等級では2級の135人（35.7%）の増加と、3級の84人（58.3%）の増加がありました。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 （単位：人）

	等級			
	1級	2級	3級	合計
平成30年	62	378	144	584
令和元年	67	416	166	649
令和2年	71	429	179	679
令和3年	76	468	185	729
令和4年	80	490	205	775
令和5年	83	513	228	824

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和5年は9月末時点）

年代別にみると、各年とも、40～64歳が最も多く、令和5年は424人で51.5%を占めています。

平成30年からの5年間の推移をみると、40～64歳の128人（43.2%）の増加、18～39歳の70人（40.5%）の増加が数では大きくなっています。また、18歳未満の増加人数は7人ですが、増加割合は53.8%と大きくなっています。

■年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 （単位：人）

	年代				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
平成30年	13	173	296	102	584
令和元年	13	186	336	114	649
令和2年	13	200	341	125	679
令和3年	16	217	373	123	729
令和4年	16	224	402	133	775
令和5年	20	243	424	137	824

資料：福祉課（各年度末時点。但し令和5年は9月末時点）

等級別年代別にみると、各等級とも40～64歳が最も多く、また、各年代とも最も多い等級は2級となっています。

■等級別年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

	等級			
	1級	2級	3級	合計
18歳未満	5	10	5	20
18～39歳	12	142	89	243
40～64歳	35	275	114	424
65歳以上	31	86	20	137
合計	83	513	228	824

資料：福祉課（令和5年9月末時点）

第4節 アンケート及びヒアリング結果からみえる状況

1 障がい福祉に関するアンケート

(1)調査の概要

本計画の策定にあたって、障がいのある市民及びその他の市民を対象として、アンケート調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

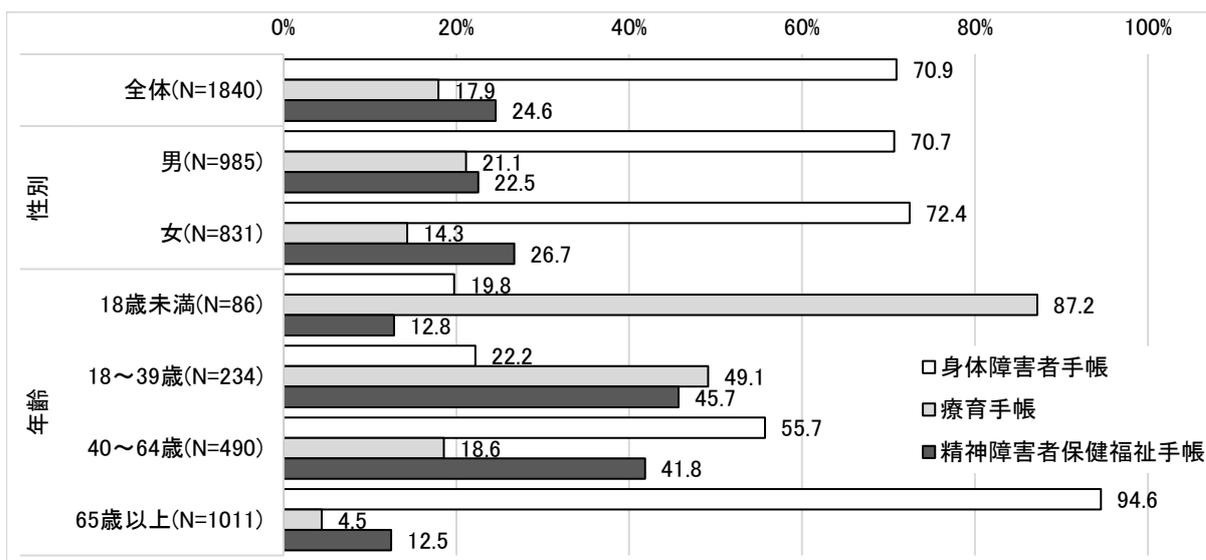
区分	手帳所持者	一般市民
対象者	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者	障がいのない市民
対象者数	3,738	1,262
抽出方法	全数（悉皆）調査	住民基本台帳からの 無作為抽出
調査方法	郵送による配付、回収	
実施時期	令和5年9月28日～10月17日	
回収結果		
・有効回収数	1,840	511
・有効回収率	49.2%	40.5%

(2)主な調査結果

①回答者ご自身について

■手帳の種類

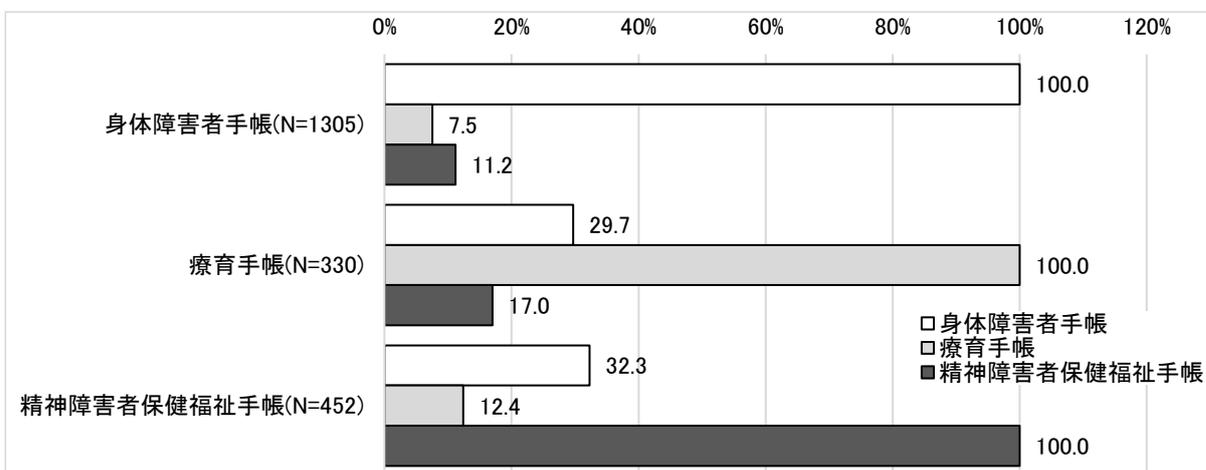
- おもちの手帳は、全体では「身体障害者手帳」(70.9%)が最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」(24.6%)、「療育手帳」(17.9%)が続きます。
- 年齢別では、年齢が上がるにつれ「身体障害者手帳」が、年齢が若いほど「療育手帳」の割合が顕著に高まります。「精神障害者保健福祉手帳」は「18～39歳」が最も多くなっています。



※無回答を除く

■障がいの重複等

- 手帳の重複状況としては、「身体障害者手帳」を所持している人は、他の手帳を重複し所持している割合は1割前後です。
- 「療育手帳」を所持している人は、「身体障害者手帳」を重複し所持している割合は約3割、「精神障害者保健福祉手帳」は2割弱となっています。
- 「精神障害者保健福祉手帳」を所持している人は、「身体障害者手帳」を重複し所持している割合は約3割、「療育手帳」は約1割となっています。



②ご自身の生活について

■現在の住まいと一緒に暮らしている人

- 現在のお住まい（生活の場）は、全体では、「持ち家（一戸建て）」が最も多く、次いで、「民間借家（アパート、マンション、一戸建てなど）」となっています。
- 手帳別では、いずれの手帳も「持ち家（一戸建て）」が最も多く、次いで、「民間借家（アパート、マンション、一戸建てなど）」が続きますが、「療育手帳」は、「グループホーム・ケアホーム」、「福祉施設」が目立っています。

(単位：%)

	持ち家（一戸建て）	民間借家	福祉施設	グループホーム ケアホーム	市営住宅 県営住宅	病院に入院中	持ち家（マンション）	公団・公社の賃貸住宅
全体(N=1840)	75.2	9.4	4.0	2.9	2.3	1.1	0.5	0.4
身体障害者手帳(N=1305)	78.1	8.0	4.1	2.1	1.8	0.8	0.5	0.5
療育手帳(N=330)	65.5	12.7	7.0	7.3	1.8	0.3	0.3	0.0
精神障害者保健福祉手帳(N=452)	65.9	15.7	2.0	3.5	3.8	2.7	0.4	0.4

※「その他」、無回答を除く

- 現在、一緒に暮らしている人は、全体では、「妻・夫」が最も多く、次いで「母」、「子ども」、「父」、「ひとり暮らし」が続きます。
- 年齢別では、「18歳未満」は、「母」、「父」、「兄弟・姉妹」のいずれも7割以上で、「18～39歳」は「母」、「父」が多くなっています。年齢が上がるにつれ「妻・夫」や「子ども」の割合が顕著に高まります。
- 手帳別では、「身体障害者手帳」で、「妻・夫」が最も多く、次いで「子ども」、「子どもの妻・夫」、「孫」となっています。「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」は、ともに、「母」が最も多く、次いで「父」となっています。また、「療育手帳」では「兄弟・姉妹」や「寮や施設の職員・仲間」も少なくありません。

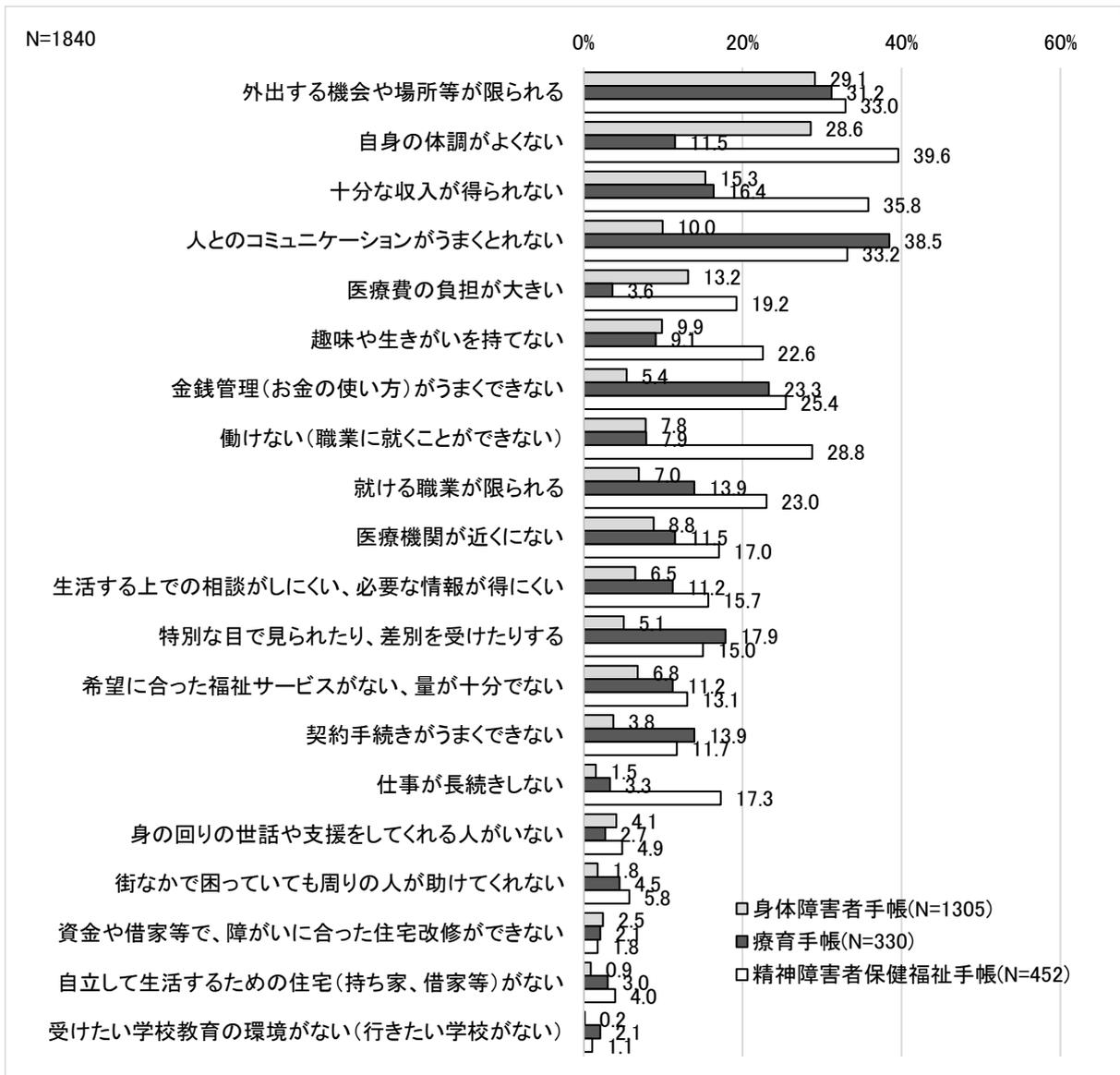
(単位：%)

	ひとり暮らし	妻・夫	母	子ども	父	兄弟・姉妹	寮や施設の職員・仲間	子どもの妻・夫	孫	祖父母
全体(N=1840)	13.4	41.2	24.4	22.6	19.0	11.7	6.5	4.6	4.4	2.5
年齢	18歳未満(N=86)	1.2	1.2	89.5	2.3	79.1	70.9	1.2	1.2	19.8
	18～39歳(N=234)	3.8	5.6	80.8	3.8	66.7	34.2	6.8	0.9	9.4
	40～64歳(N=490)	16.1	30.2	32.9	18.4	23.3	11.4	9.0	0.8	0.8
	65歳以上(N=1011)	15.6	58.7	1.6	30.7	0.6	1.4	5.6	7.5	7.3
手帳	身体障害者手帳(N=1305)	14.7	52.6	10.5	29.0	7.2	4.4	5.6	6.3	6.0
	療育手帳(N=330)	6.4	5.8	63.6	3.3	53.0	37.6	14.2	0.6	8.2
	精神障害者保健福祉手帳(N=452)	15.0	26.1	40.7	13.5	29.4	16.4	5.5	2.0	1.3

※「その他」、無回答を除く

■生活で困っていること

- 「生活で困っていること」については、「身体障害者手帳」で、「外出する機会や場所等が限られる」が最も多く、次いで「自身の体調がよくない」、「十分な収入が得られない」となっています。
- 「療育手帳」では、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が最も多く、次いで「外出する機会や場所等が限られる」、「金銭管理がうまくできない」、「特別な目で見られたり、差別を受けたりする」となっています。
- 「精神障害者保健福祉手帳」では、「自身の体調がよくない」が最も多く、次いで「十分な収入が得られない」、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」、「外出する機会や場所等が限られる」、「働けない（職業に就くことができない）」となっています。



※「その他」「特に困っていることはない」「無回答」を除く

③介助者の状況について

■主な介助者と年齢

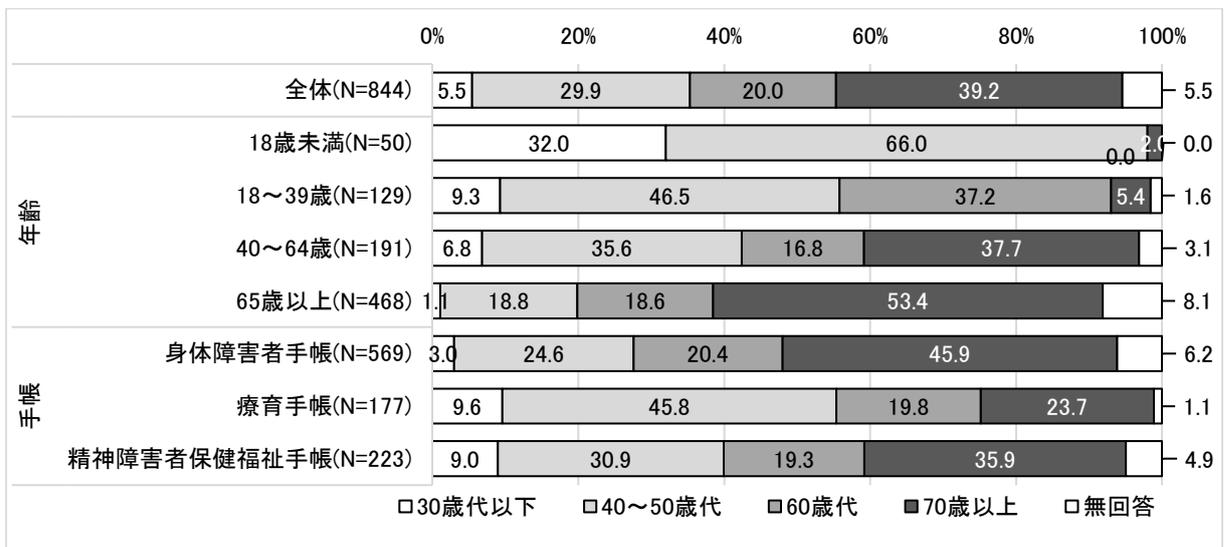
- 支援（介助）をおもにしている方については、全体では「妻・夫」が最も多く、次いで「母」、「子ども」、「施設・寮などの職員」が続きます。
- 年齢別では、年齢が上がるにつれ「妻・夫」、「子ども」が、若い年齢ほど「母」の割合が高まります。
- 手帳別では、「身体障害者手帳」では、「妻・夫」、「子ども」が多くなっています。「療育手帳」では、「母」、「施設・寮などの職員」が多く、「精神障害者保健福祉手帳」では、「母」、「妻・夫」が多くなっています。

(単位：%)

		妻・夫	母	子ども	施設・寮などの職員	兄弟・姉妹	ホームヘルパー
全体(N=1840)		19.1	13.3	8.2	6.9	2.6	2.1
年齢	18歳未満(N=86)	0.0	55.8	0.0	1.2	1.2	0.0
	18～39歳(N=234)	3.8	48.7	0.0	7.3	0.4	0.9
	40～64歳(N=490)	13.5	15.5	2.2	6.5	4.3	4.1
	65歳以上(N=1011)	27.2	0.4	13.6	7.3	2.4	1.6
手帳	身体障害者手帳(N=1305)	23.8	4.1	11.0	6.7	2.3	2.0
	療育手帳(N=330)	3.3	40.9	2.4	13.3	3.6	1.5
	精神障害者保健福祉手帳(N=452)	15.3	21.9	4.4	5.3	4.0	2.9

※全体の上位6位まで。無回答を除く

- おもに支援（介助）をしている方の年齢は、全体では「70歳代」が最も多く、次いで「50歳代」、「60歳代」が続きます。
- 年齢別では、年齢が上がるにつれ、「70歳以上」の割合が高まり、本人が「65歳以上」では50%を超えています。
- 手帳別では、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」で、「70歳以上」が、「療育手帳」では、「40～50歳代」が最も多くなっています。



※主な支援者が家族の場合のみ

④福祉サービス利用、情報収集や相談について

■福祉サービス利用についての現状と今後の意向

- 「今後、利用したい（継続したい）」サービスについては、身体障害者手帳は、「短期入所（ショートステイ）」が最も多く、次いで「移動支援」、「日常生活用具の給付」、「相談支援」、「生活介護」、「日中一時支援」が続きます。
- 療育手帳では、「共同生活援助（グループホーム）」が最も多く、次いで「相談支援」、「短期入所（ショートステイ）」、「日中一時支援」が続きます。
- 精神障害者保健福祉手帳では、「自立支援医療」が最も多く、次いで「相談支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労選択支援」、「就労移行支援」が続きます。

（単位：％）

	身体障害者手帳(N=1305)		療育手帳(N=330)		精神障害者保健福祉手帳(N=452)	
	現在利用	利用したい	現在利用	利用したい	現在利用	利用したい
居宅介護(ホームヘルプ)	3.4	7.7	3.3	7.3	3.8	7.1
重度訪問介護	1.4	3.8	2.4	4.5	1.3	4.0
同行援護	1.0	4.3	0.6	3.0	1.1	5.3
行動援護	0.6	3.6	4.2	13.3	2.0	7.3
重度障がい者等包括支援	0.9	5.1	0.3	3.3	0.9	4.9
短期入所(ショートステイ)	4.1	11.8	9.1	17.3	2.4	10.4
療養介護	1.6	6.7	0.6	2.4	1.5	6.0
生活介護	3.7	7.9	14.2	12.1	2.9	7.7
施設入所支援	3.7	8.8	6.1	12.4	2.9	7.1
自立訓練(機能・生活訓練)	2.8	7.0	2.4	9.4	2.2	12.2
就労移行支援	0.4	3.0	2.4	10.0	3.8	15.5
就労継続支援(A型・B型)	1.1	2.7	11.8	14.2	9.1	18.4
就労選択支援	0.0	4.4	0.0	10.6	0.0	18.1
共同生活援助(グループホーム)	0.9	3.6	8.5	22.1	2.2	11.1
地域移行支援	0.1	4.2	0.0	6.4	0.7	8.2
地域定着支援	0.1	4.4	0.3	6.1	0.2	7.1
相談支援	4.0	9.3	23.3	20.0	9.1	19.5
意思疎通支援(コミュニケーション支援)	0.2	2.0	0.3	2.1	0.0	3.5
日常生活用具の給付	4.2	9.4	3.3	6.4	1.5	7.3
移動支援	2.7	9.9	9.1	14.2	2.9	11.1
地域活動支援センター	1.1	5.1	0.6	8.2	1.1	11.1
日中一時支援	1.2	7.8	7.6	17.0	1.3	10.2
訪問入浴サービス	1.1	5.6	0.9	3.0	0.4	4.4
成年後見制度利用支援事業	0.2	3.4	1.2	13.0	0.2	7.5
自立支援医療	4.4	5.1	9.1	10.9	39.8	24.3

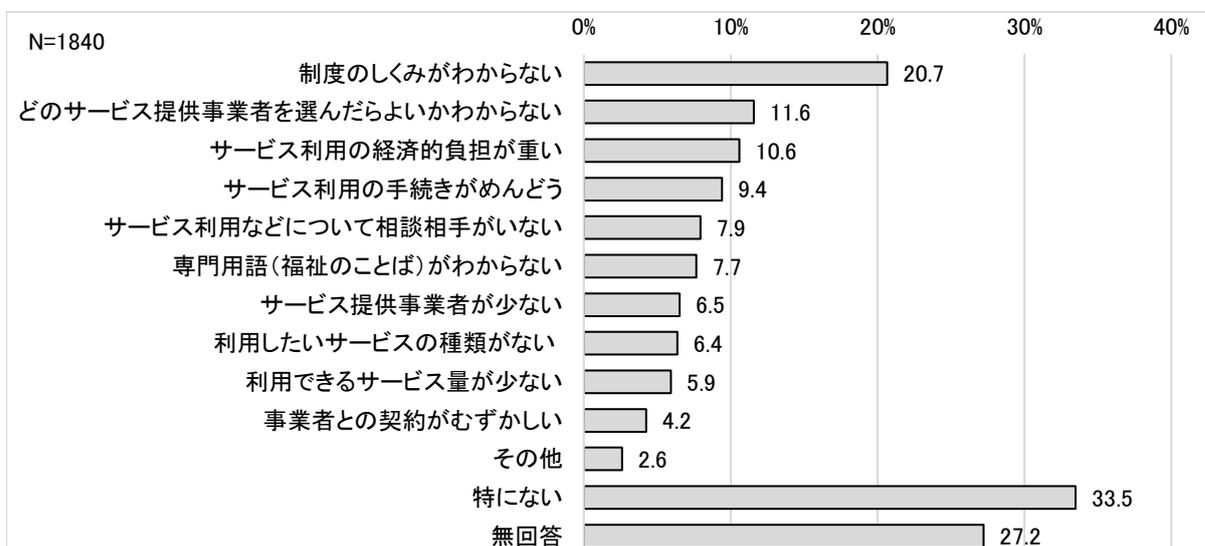
【障がい児福祉サービス】

（単位：％）

	身体障害者手帳(N=17)		療育手帳(N=75)		精神障害者保健福祉手帳(N=11)	
	現在利用	利用したい	現在利用	利用したい	現在利用	利用したい
児童発達支援	23.5	5.9	14.7	13.3	0.0	18.2
医療型児童発達支援	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	18.2
放課後等デイサービス	52.9	41.2	56.0	32.0	54.5	27.3
保育所等訪問支援	0.0	5.9	0.0	2.7	0.0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0
障がい児相談支援	58.8	35.3	41.3	30.7	36.4	36.4

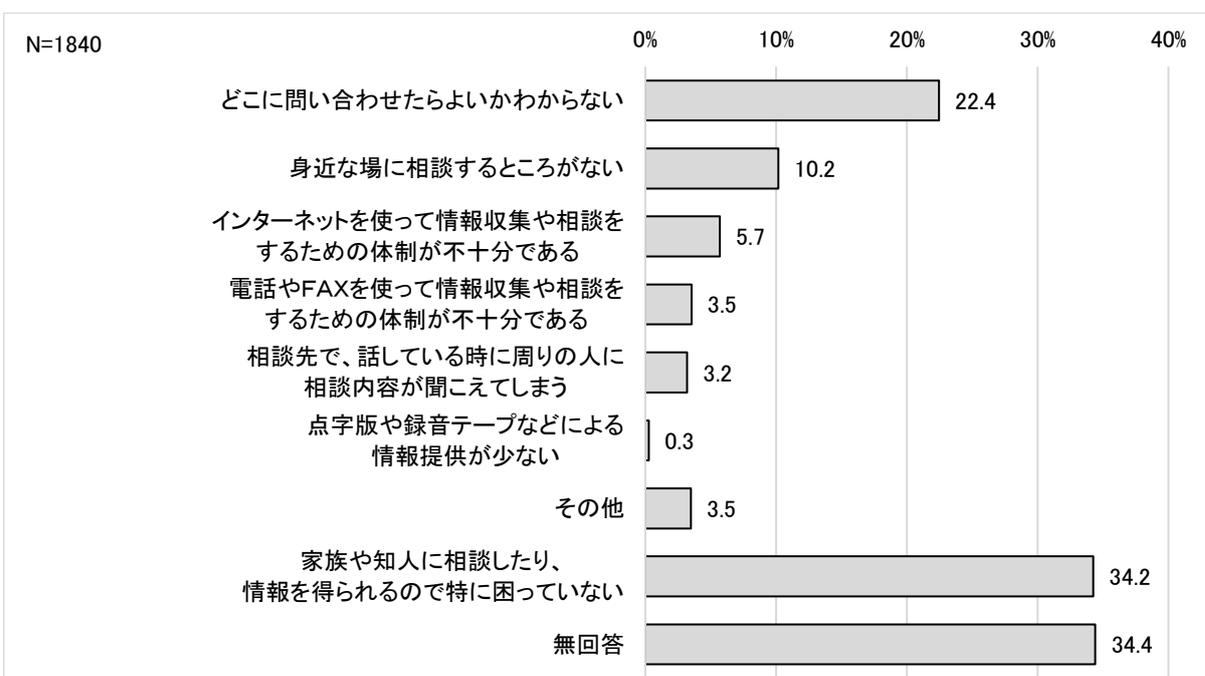
■福祉サービスについて困っていること

- 全体では、「制度のしくみがわからない」、「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」が多くなっています。



■福祉サービスや日頃の生活に必要な情報収集や悩み事の相談で困ること

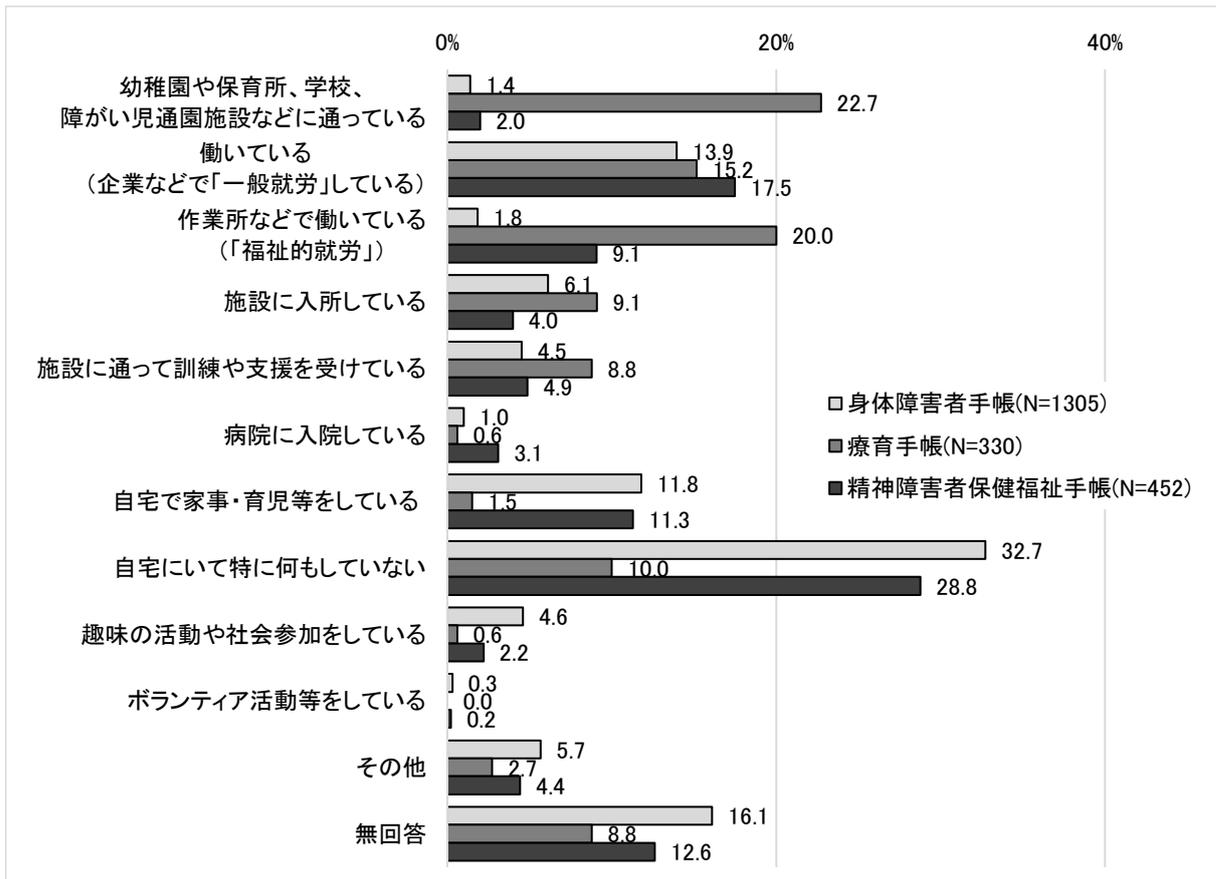
- 全体では、必要な情報を集めたり、「悩み事などを相談するときに、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」が最も多くなっていますが、困ることについては、「どこに問い合わせたらよいかわからない」が最も多く、次いで「身近な場に相談するところがない」が続きます。



⑤日中の過ごし方などについて

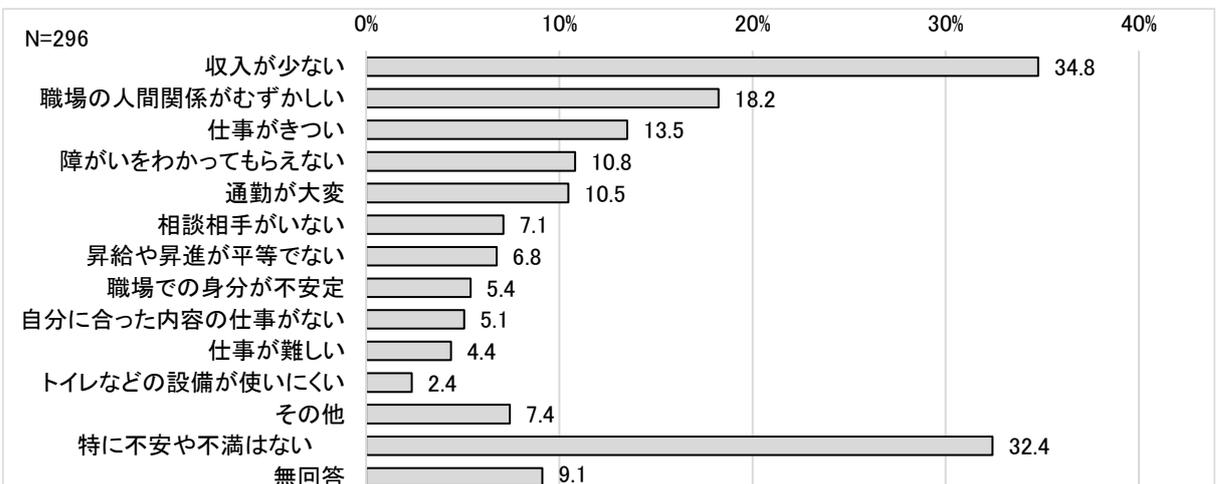
■平日の昼間の過ごし方

- 「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」で、「自宅にいて特に何もしていない」が最も多くなっています。
- 「療育手帳」では、「幼稚園や保育所、学校、障がい児通園施設などに通っている」、「作業所などで働いている（「福祉的就労）」が多くなっています。



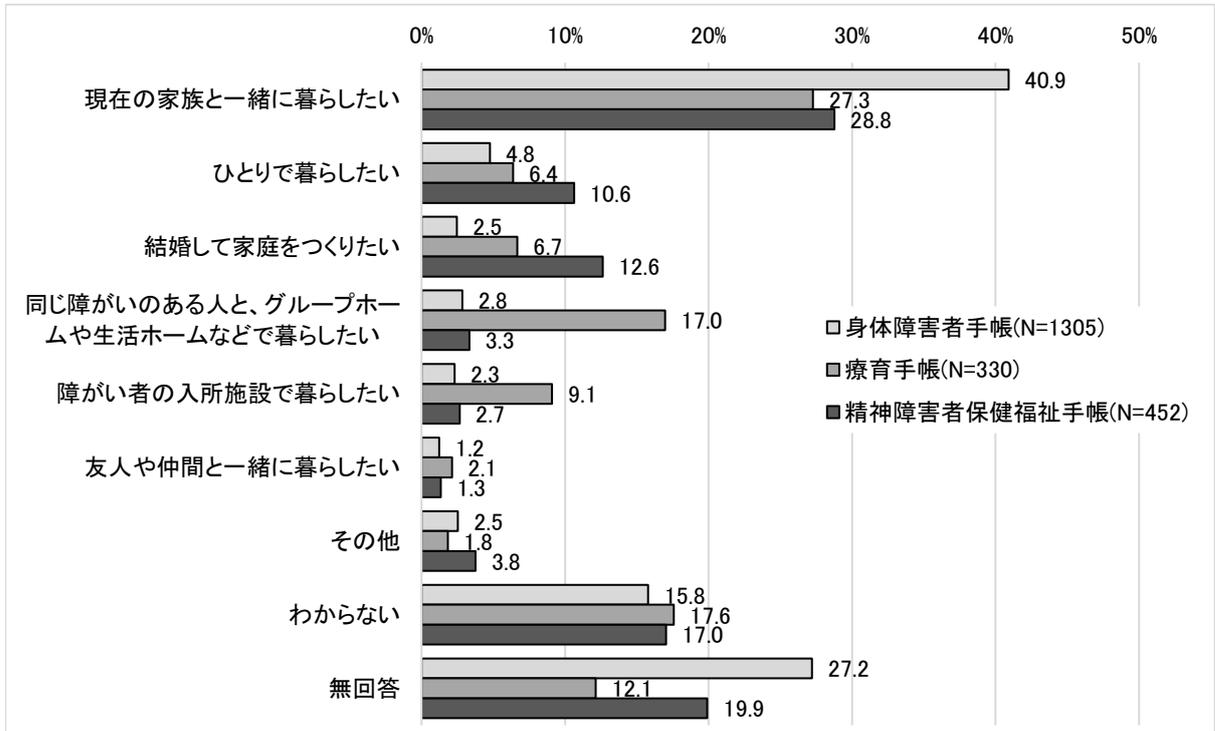
■働いている人が、仕事をする上での不安や不満

- 仕事をする上で「特に不安や不満はない」が多くなっていますが、不安や不満については、全体では、「収入が少ない」が最も多く、次いで「職場の人間関係が難しい」、「仕事がついつい」が続きます。



■将来の希望する暮らしかた

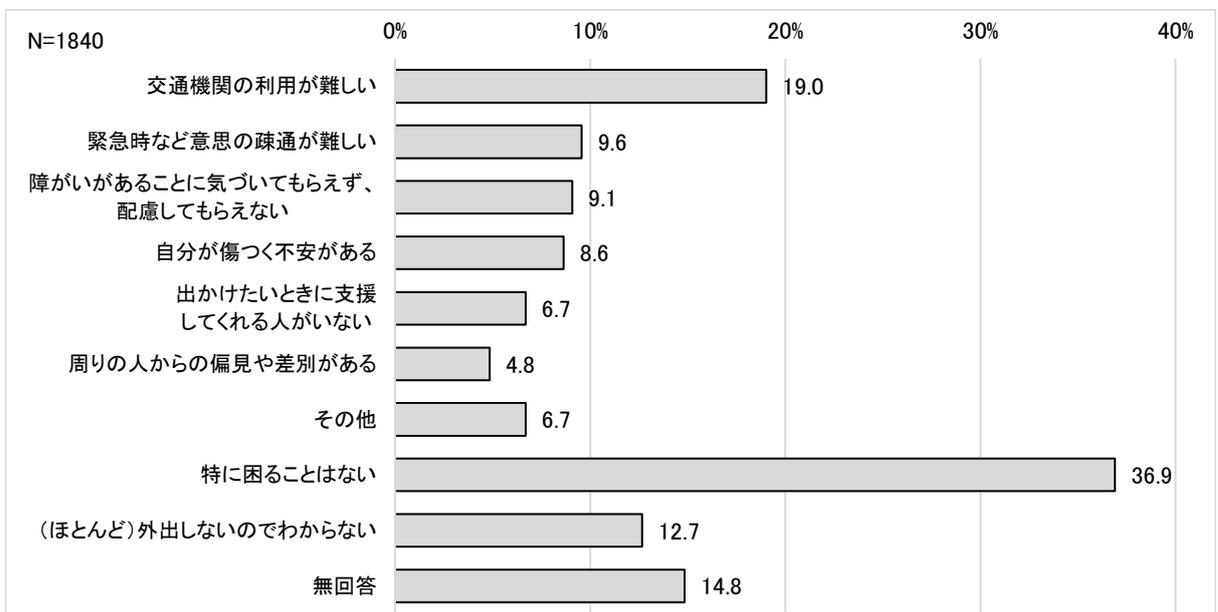
- 将来の希望する暮らしかたについては、いずれの手帳とも「現在の家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。
- 「療育手帳」では、他の手帳に比べ「同じ障がいのある人と、グループホームや生活ホームなどで暮らしたい」や「障がい者の入所施設で暮らしたい」が、「精神障害者保健福祉手帳」では、「ひとりで暮らしたい」「結婚して家庭をつくりたい」が多くなっています。



⑥外出や活動について

■外出する時に、困ること

- 外出するときに、困ることとしては、「交通機関の利用が難しい」が最も多く、次いで「緊急時など意思の疎通が難しい」、「障がいがあることに気づいてもらえず、配慮してもらえない」、「自分が傷つく不安がある」が続きます。

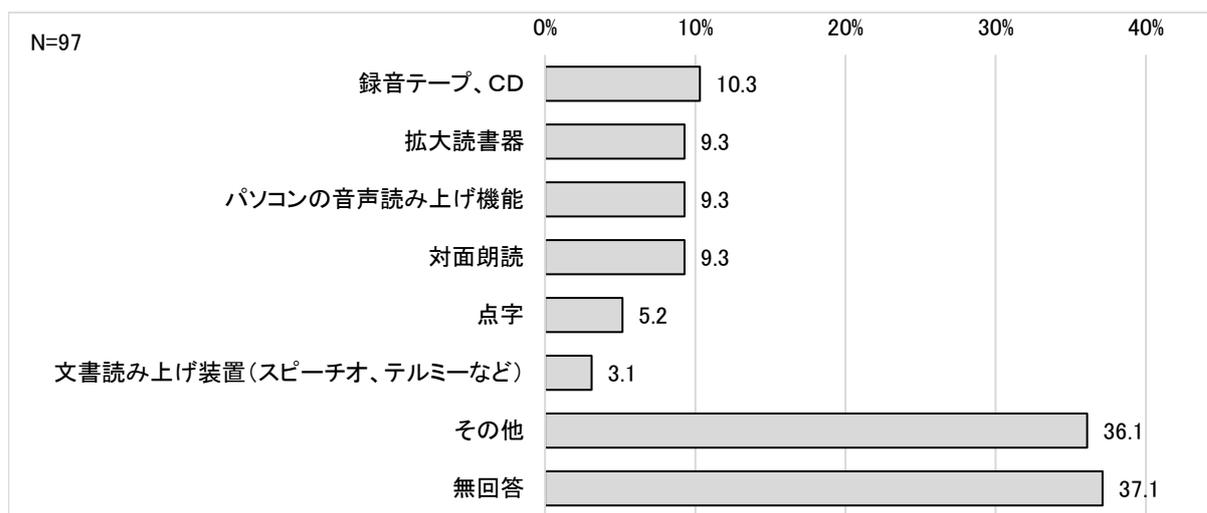


⑦コミュニケーションについて

■情報収集の手段

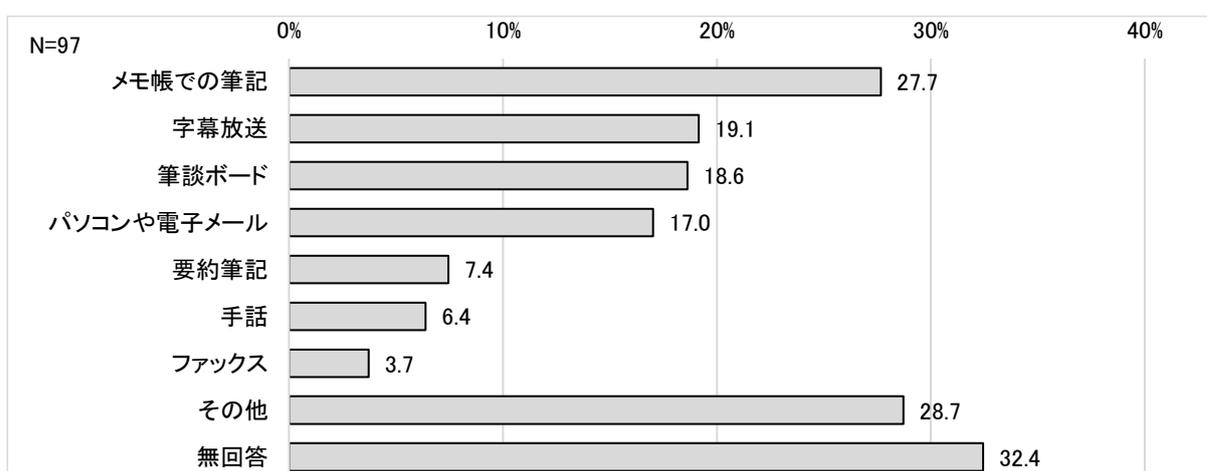
(視覚障がいのある方)

- 視覚障がいの方の情報収集の手段は、「その他」が最も多くなっていますが、「録音テープ、CD」、「拡大読書器」、「パソコンの音声読み上げ機能」、「対面朗読」がそれぞれ1割程度となっています。



(聴覚・平衡機能または音声・言語・そしゃく機能障がいのある方)

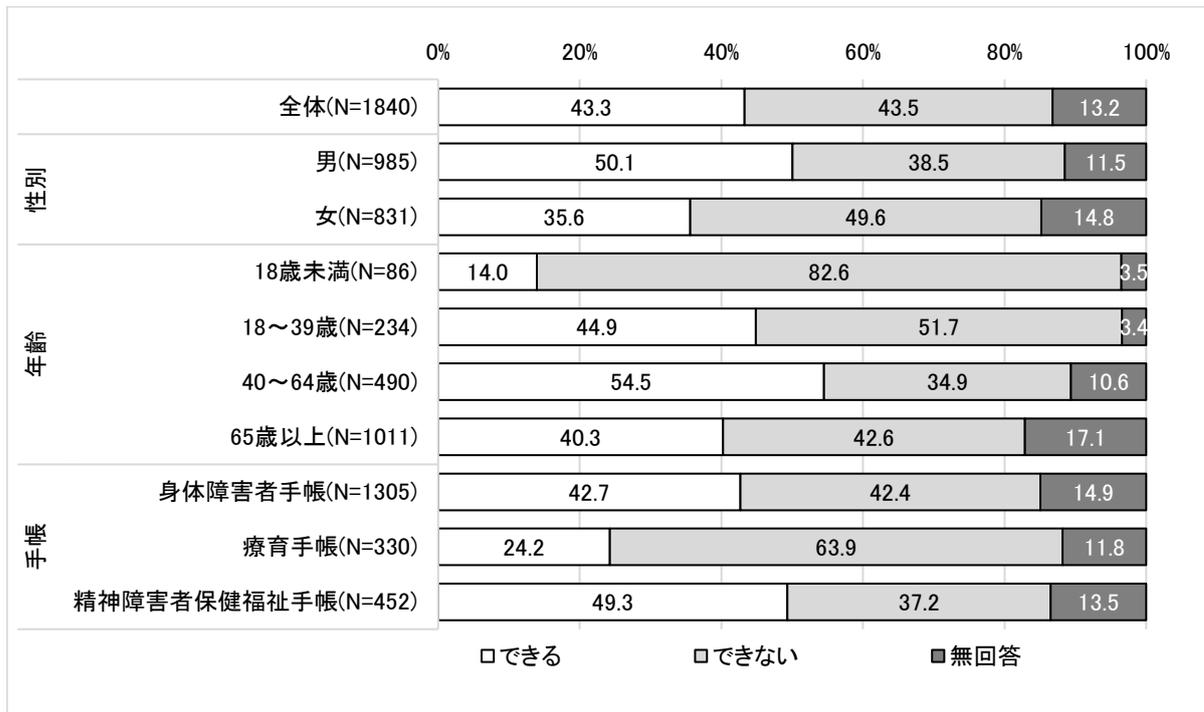
- 聴覚・平衡機能または音声・言語・そしゃく機能障がいのある方の情報収集の手段、もしくは意思疎通は、「その他」を除き、「メモ帳での筆記」が27.7%と最も多く、次いで「字幕放送」、「筆談ボード」、「パソコンや電子メール」が2割弱となっています。



⑧防災対策について

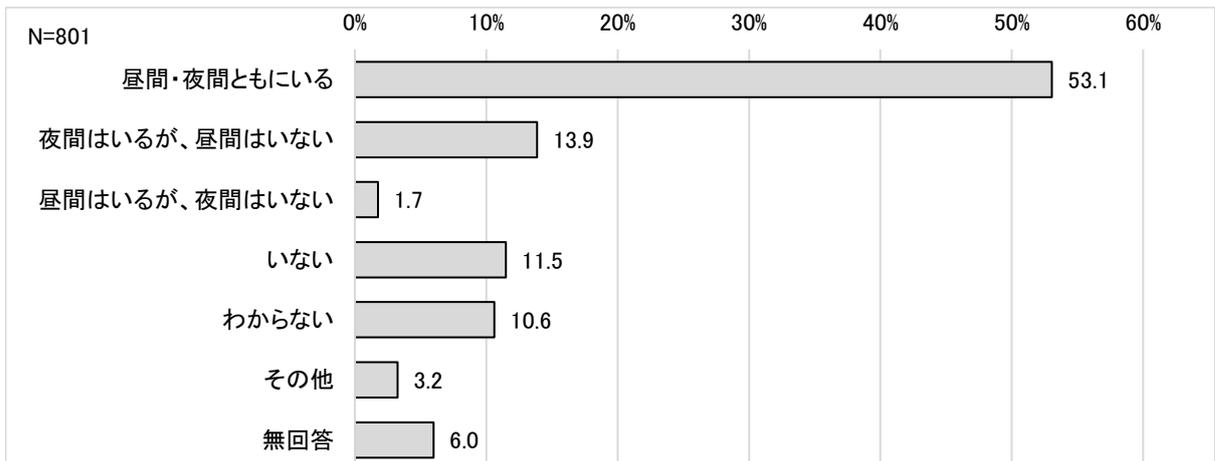
■災害時の避難・対処の可否

- 災害時にひとりで避難（または対処）できるかについては、全体では「できる」、「できない」がともに約40%となっています。
- 性別では、「男」は「できる」が、「女」は「できない」がそれぞれ上回っています。
- 年齢別では、64歳以下では、若い年齢ほど「できない」の割合が高く、「65歳以上」は「できる」、「できない」が同程度となっています。
- 手帳別では、「身体障害者手帳」は「できる」、「できない」が同程度、「療育手帳」では、「できない」が約60%と多くなっています。「精神障害者保健福祉手帳」は、「できる」が「できない」を上回っています。



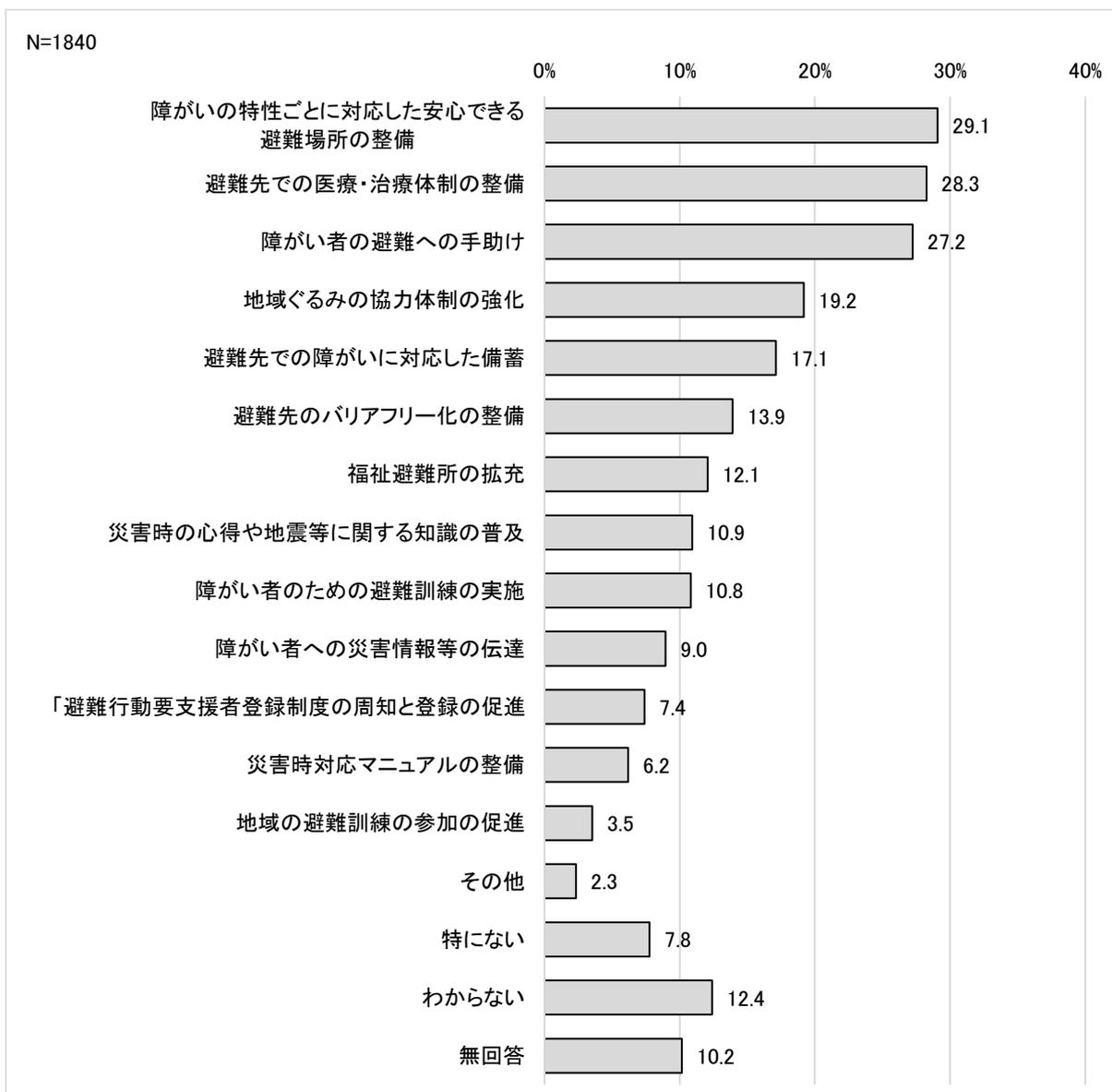
■災害時に避難の手助けや誘導をしてくれる人の有無

- 避難（対処）の手助けや誘導をしてくれる人の有無については、全体では「昼間・夜間ともにいる」が最も多く、次いで「夜間はあるが、昼間はいない」が続きますが、「いない」や「わからない」も少なくありません。



■災害に備えて必要と思うこと

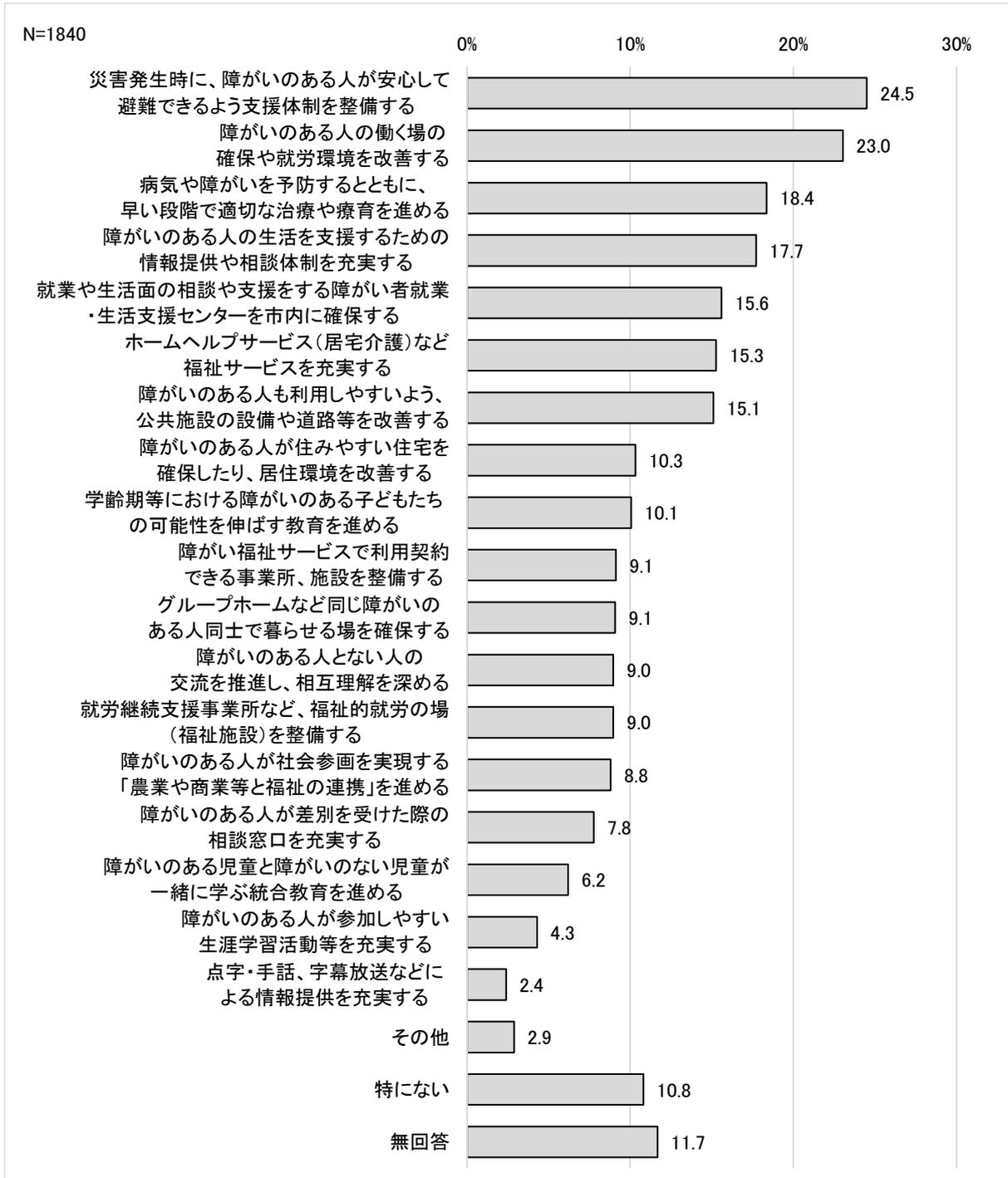
- 災害に備えて必要だと思うことについては、「障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」が最も多く、次いで、「避難先での医療・治療体制の整備」、「障がい者の避難への手助け」、「地域ぐるみの協力体制の強化」が続きます。



⑨障がい者施策全般について

■市に力を入れてほしい施策

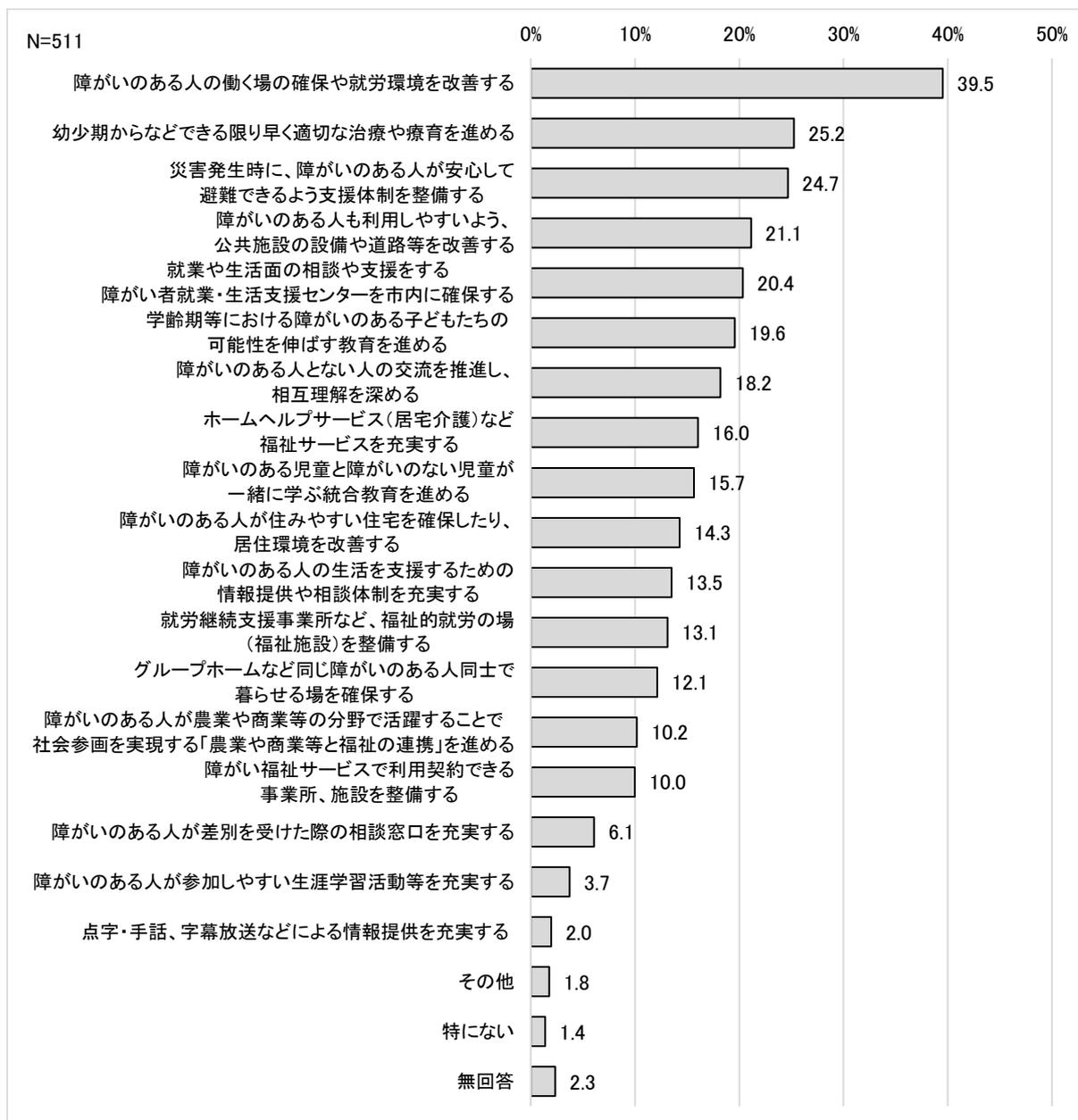
- 行田市として、これから、特に施策に力を入れてほしいことについて、全体では、「災害発生時に、障がいのある人が安心して避難できるよう支援体制を整備する」が最も多く、次いで、「障がいのある人の働く場の確保や就労環境を改善する」、「病気や障がいを予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める」、「障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実する」、「就業や生活面の相談や支援をする障がい者就業・生活支援センターを市内に確保する」が続きます。



⑩福祉のまちづくりについて【一般市民】

■障がいのある人のために市が力を入れる必要があると思う施策

- 市として、特にどのような施策に力を入れる必要があると思うことでは、「障がいのある人の働く場の確保や就労環境を改善する」が39.5%と最も多くなっています。
- 次いで「幼少期からなどできる限り早く適切な治療や療育を進める」、「災害発生時に、障がいのある人が安心して避難できるよう支援体制を整備する」、「障がいのある人も利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する」、「就業や生活面の相談や支援をする障がい者就業・生活支援センターを市内に確保する」が20%を超え続きます。



2 団体ヒアリング

(1)調査の概要

本計画の策定にあたって、障がい者関係団体に対し、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、ヒアリング調査を実施しました。

調査及び調査結果の概要は、次のとおりです。

対象団体数	7団体
対象とする障がい	身体、肢体不自由、視覚、聴覚、知的、精神、発達障がい ※複数の障がいを対象とする団体あり
調査方法	郵送による配付、回収
実施時期	令和5年9月末日～10月末日
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団体の概要 2. 活動上の問題点・課題 3. 生活環境について 4. 障がい福祉サービスについて 5. 医療・保健について 6. 相談・情報提供について 7. 教育・保育について 8. 雇用・就労について 9. 生涯学習、文化・スポーツ活動について 10. 安全・安心について 11. 障がいや障がい者への理解と交流について 12. 差別の解消・権利擁護について 13. 今後の活動方針について 14. 計画策定にあたっての意見・要望等

(2)主な調査結果

調査項目	主な内容
活動上の問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての団体が「新規メンバーの加入が少ない」、「活動がマンネリ化している」と回答しています。次いで「メンバーの高齢化や世代の偏りがある」が続きます。 ・半数の団体が「メンバーが仕事・家事などで忙しい」「役員のなり手がいない」、「情報発信する場や機会が乏しい」、「障がい者のニーズに合った活動ができていない」、「他の団体と交流する機会が乏しい」と回答しています。

調査項目	主な内容
生活環境について	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バスについて、行きたい所へ行く路線がない、乗り継ぎ悪い、本数が少ない。 ・聴覚に障がいがある場合、バスに乗車したときに、運転手とコミュニケーションがとれない。どこに停車するかなどの確認ができない。また、電車に乗車中の急停車の際に状況がわからないことがある。電光掲示板も増えているが、放送ではわからない。 ・バリアフリー化についてはあっても使いづらい。 ・施設のバリアフリー化は進んできているが、街に出ると車道と歩道の段差が多いので危険を感じる。 ・公共交通機関・施設のバリアフリー化とアクセシビリティ（情報の利用しやすさ）に取り組む必要がある。 ・騒音や刺激の過剰な環境に対処できるようなスペースや支援が必要と考える。（感覚過敏な当事者への配慮が必要と考える。）
障がい福祉サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる窓口が必要。窓口は、たらい回しを行わない「ワンストップサービス」にすべき。 ・障がい福祉サービス等を利用する際の手続方法についても知りたい。 ・相談支援員という職種エキスパートがいるが、親が見ていることとうまく合致していれば良いが、うまくいかないケースを度々耳にする。 ・子どもが大きくなると、入浴の際の支援が問題になるのが入浴。サービスも満足できないケース。 ・ヘルパーの不足。また一部の事業所ではヘルパーが高齢化。 ・福祉用具や日常生活用具を借りたい。 ・入所やデイサービスを利用する場合に、施設の方等とのコミュニケーションが難しいと思う。 ・発達障がいに関する専門知識と適切なトレーニングを受けた専門家やケアギバーの雇用拡大。
医療・保健について	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナワクチンの接種のように、高齢者や障がいにより重篤な影響が出る人たちに対しては、早めの対応ができるように情報を整理しておく必要がある。 ・18歳までは県立医療センターにつながっている方は、定期受診でチェックしているが、安定してくると地域に戻される。薬を使っている子は継続し、どこかの病院と関係を持たねばならないが、元気な人は、ホームドクターがいなく、親の意識で、予防接種・検査していくしかない。 ・通院時に通訳は必要だが、うまく伝わらない。手話通訳者の高齢化も感じている。医療機関では、筆談はあるけれども、細かいところまでは伝えるのが難しい。 ・薬局も、昼や夜飲む薬くらいはわかるが、どういう効き目があるかはわからない。 ・発達障がいの早期診断と適切な治療へのアクセスが制約されている場合があり、細やかな情報提供や地域医療サービスとの連携が必要と考える。

調査項目	主な内容
相談・情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスなどを相談する場合、現在の窓口では込み入ったことは話せないの、個別ブースを多く活用すべきではないか。 ・「支援や手当を受けるにはどうすべきか」などは分かり易くイラストなどを加えて、市のホームページで提供。現在の内容では分かりにくい。 ・サービスを利用する方法がわからない。どのようなサービスの利用を希望するかについてもうまく伝えられるかわからない。 ・当事者やそのご家族が適切な情報にアクセスできるよう、発達障がいに関する正確で信頼性のある情報提供が必要と考える。 ・支援サービスの均等な提供とカスタマイズされたサポートの充実をお願いしたい
教育・保育について	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園や学校教育の場で、障がい児童も同じ地域で「一緒に生活していることが普通」であることが分かるように、早い年代から学ぶ場や遊ぶ場を一緒に行えるようにしてもらいたい。このような教育が「心のバリアフリー」につながるのではないか。 ・最近、親が望めば幼稚園、保育園への受け入れも多くなってきたと感じる。「療育」という、就学前教育も特別ではなく、集団と個別の関わり方の学習も、身近なものになってきている（半面、現場は大変なことになっていると思う）。 ・視力障がいのある方を対象にしたマッサージ師養成の学校も少なくなった。 ・市内の小学校から、聴覚障害者の会へ簡単な手話を教えてほしい旨の依頼はある。手話で単語を教えたりしているが、理解が広まっているかは疑問がある。英語みたいに、学科（科目）として入ってくると理解が広まっていくと思う。
雇用・就労について	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が雇用する障がい者は、知的障がい者の割合が高いように感じる。身体に障がいを持っている人は体を動かすことに制約があり、人数が少ない理由だと思う。事務系、技術系はどうかというと、内容は補足作業にとどまっている。就労支援、就業の定着について、健常者と同等に仕事ができるような環境作りに支援することを望む。 ・聴覚に障がいがあることで、作業をするにしても、機械の音が聞こえないことで「危ない」と言われることが多い。仕事の選択肢を狭くしてしまう。電話に出ることができないことで、事務職も難しい。社内でのフォローがないと難しい。 ・聴覚に障がいのある人の仕事の問題はどこも多いと思う。北埼玉就労支援センターが関わっても、仕事の際にずっと一緒にいてくれるわけではない。 ・発達障がい者の就労支援に関するプログラムや職場の理解と調整が必要ではないか。 ・インクルーシブな職場環境を整備し、障がい者の雇用機会の増加を図ってほしい。

調査項目	主な内容
生涯学習、文化・スポーツ活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動は、活躍している人が沢山居ると思うが、スポーツのようにもっと表面化する機会が少ないと思います。もっと世間にアピールし、見える化を支援する必要があると思います。それにより、文化活動をしている障がい者も文化人の一人として活躍出来る機会が多くなり、社会に認められると思う。 ・就労した事業所が、企画したイベントに参加したり、他のイベントに参加したりとアクティブな人は情報を得て動いている。興味があるかないかにもよる。
安全・安心について	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や避難訓練に地域の障がい者が参加していることは少ない。避難所についても障がいの特性によってはパニック状態になってしまう可能性もあり、安心できる避難所プランをお願いする。 ・避難指示等が発令されたとき、歩行できない人や寝たきりの人が取り残されないような対策をお願いする。 ・ハザードマップをもう少し詳細に表示できないか。 ・昨年、防災に関して市の職員に講師になってもらいました。近年、台風で増水したりと、避難するか否や迷った経験があったから、それぞれ個人で今一度どうすべきかを考えられたと思う。 ・聴覚に障がいがあるが、A E Dについても、音を聞きながらやることが多いので問題があり難しい。現在、文字でお知らせしてくれるものもあるが使ったことはない。 ・聴覚に障がいがあるので、救急車を呼ぶのにも時間がかかるし、なかなか伝えられない。通報の際にF A Xを使用したが出来なかった。その時は、夜中ではあったが手話通訳者にテレビ電話をして通訳者を介して消防に連絡してもらったことがある。 ・視覚に障がいがあるため、シェルターや避難所への移動に問題がある。 ・音や光、刺激に敏感なことがあり、避難所の騒音や明るさが過度である場合、適応することが難しい。 ・発達に障がいのある場合、普段の日課や行動に頼ってしまうことから、避難した際の避難所での不安定な状況に適応することが難しくなる。
差別の解消・権利擁護について	<ul style="list-style-type: none"> ・意識の向上と教育（発達障がいについての知識や公共教育・啓発活動の促進）に取り組んでほしい。 ・個別の能力や特性に合わせた適切な支援と、学校・職場・公共施設等での合理的配慮を望む。

3 障がい福祉事業所等アンケート

(1)調査の概要

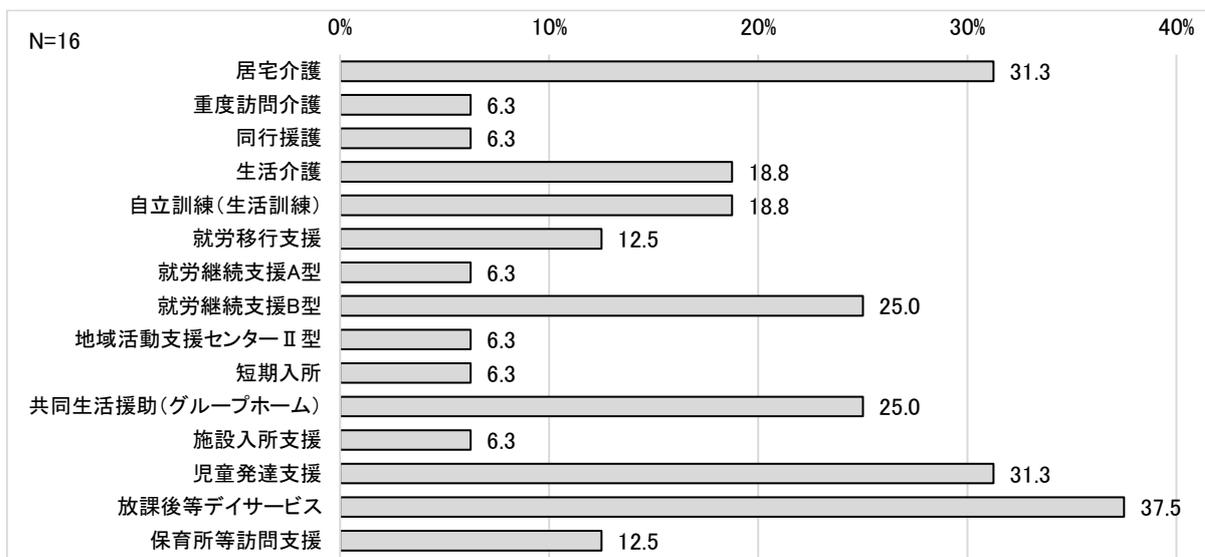
本計画の策定にあたって、障がい福祉事業所等に対し、事業運営における課題、災害及び防犯の対策、障がい福祉施策に関する意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

回答団体数	16事業者
調査方法	郵送による配付、回収
実施時期	令和5年9月22日～10月末日

(2)主な調査結果

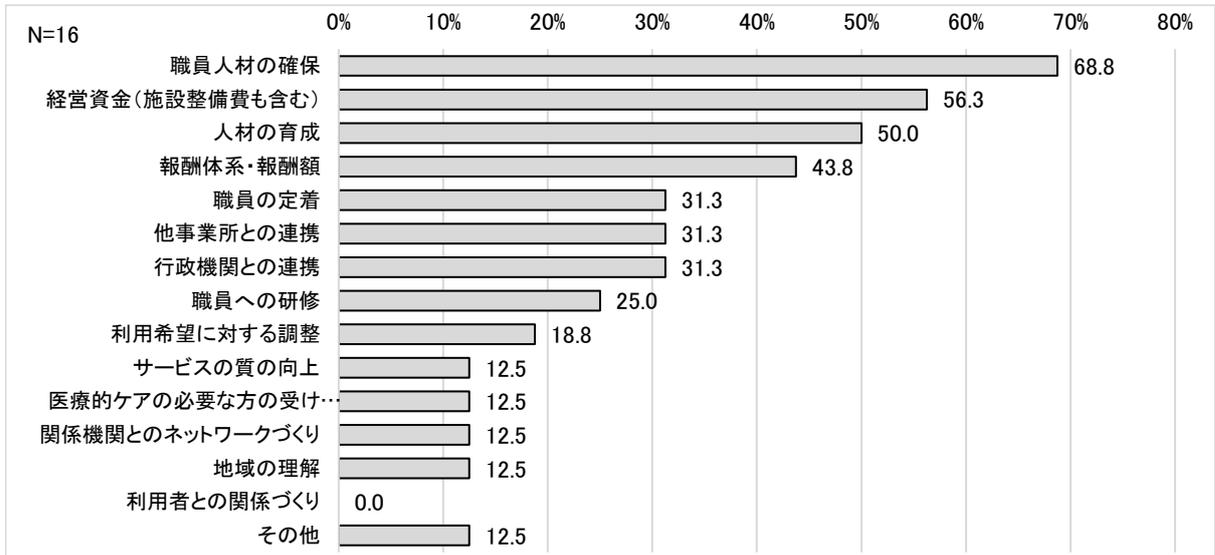
■提供している障がい福祉サービス

- 提供している障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで、「居宅介護」、「児童発達支援」、「就労継続支援 B 型」、「共同生活援助（グループホーム）」が続きます。



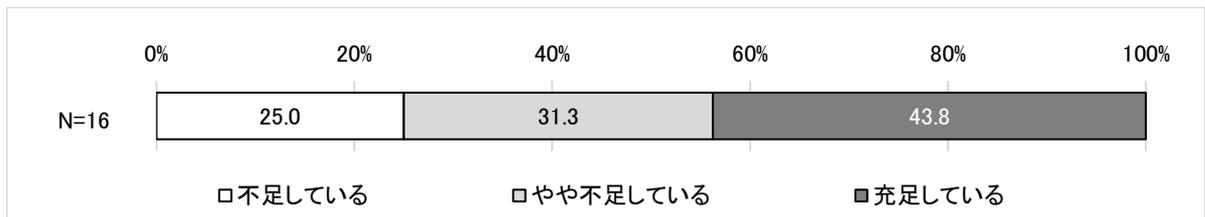
■事業運営における課題

- 事業運営における課題については、「職員人材の確保」が最も多く、次いで、「経営資金（施設整備費も含む）」、「人材の育成」、「報酬体系・報酬額」が続きます。



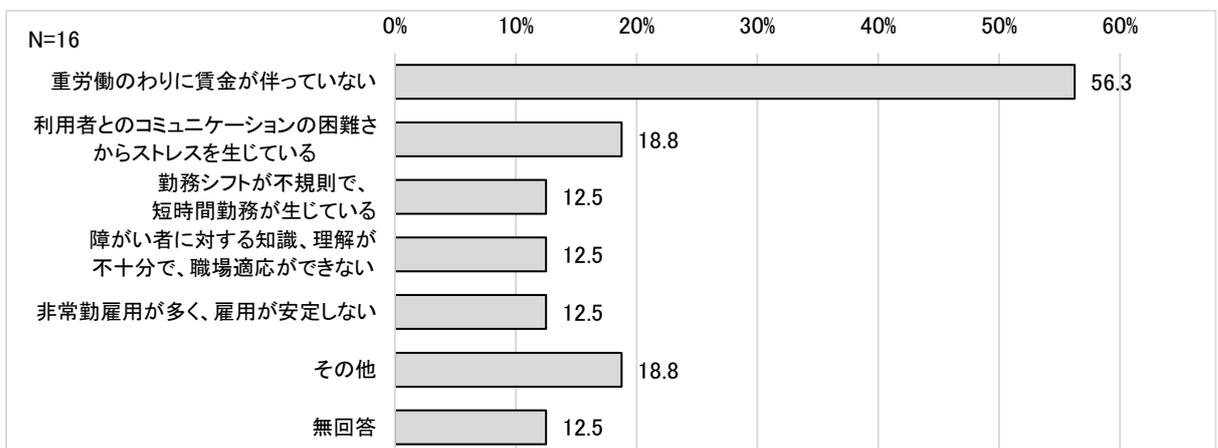
■ 職員の配置状況

- 職員の配置状況については、「充足している」が最も多くなっていますが、「不足している」、「やや不足している」を合わせた“不足”が 50%を越えます。



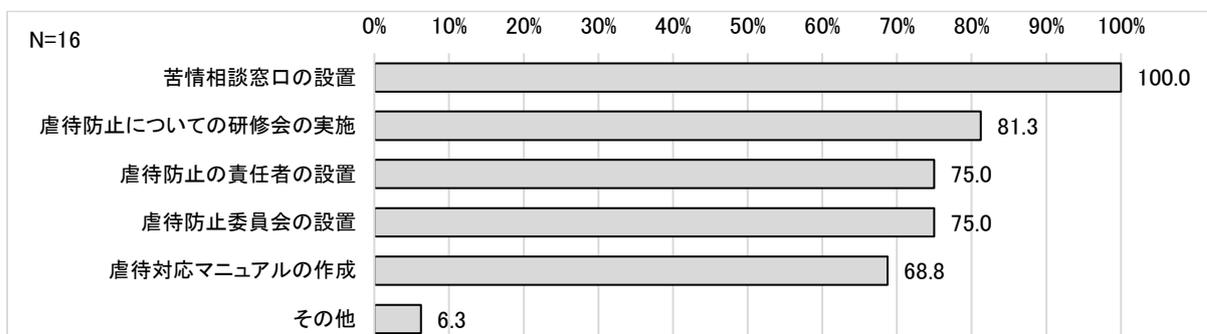
■ 職員が定着しない要因

- 職員が定着しない要因については、「重労働のわりに賃金が伴っていない」が最も多くなっています。



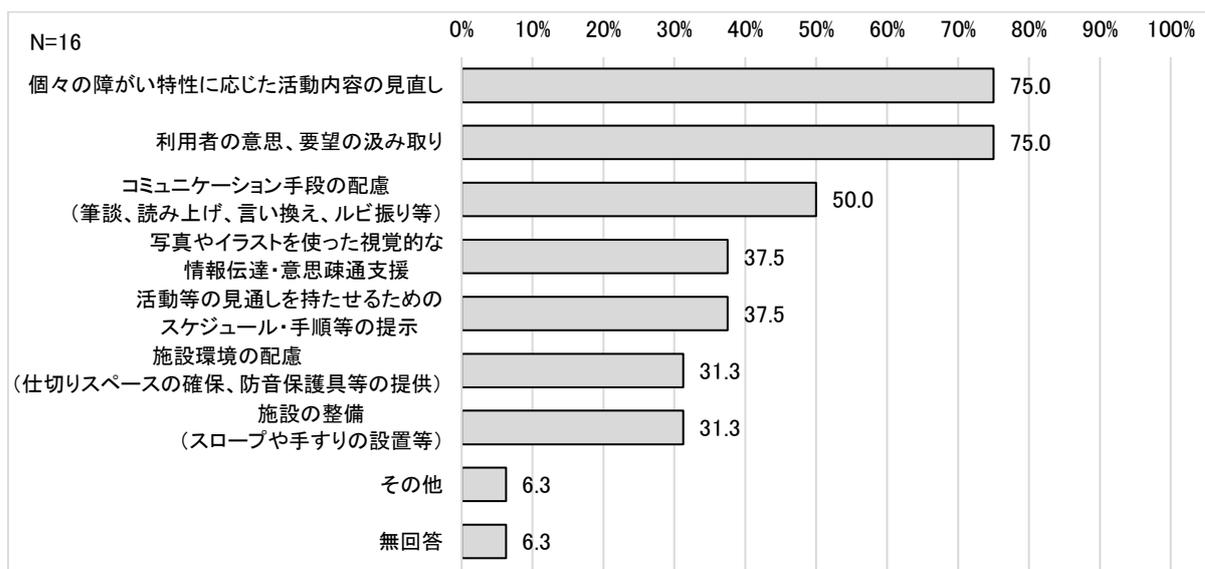
■障がい者虐待防止において取り組んでいる内容

- 障がい者虐待防止において取り組んでいる内容については、「苦情相談窓口の設置」が最も多く、次いで、「虐待防止についての研修会の実施」が続きます。



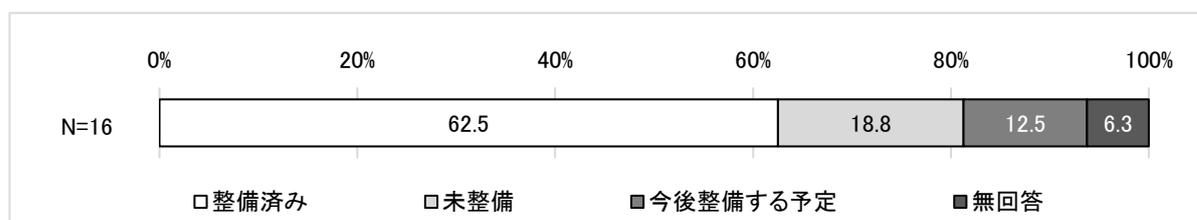
■合理的配慮として実施しているもの

- 合理的配慮として実施しているものについては、「個々の障がい特性に応じた活動内容の見直し」が最も多く、次いで、「利用者の意思、要望の汲み取り」、「コミュニケーション手段の配慮（筆談、読み上げ、言い換え、ルビ振り等）」が続きます。



■防災マニュアル等の整備状況

- 防災マニュアル等の整備状況については、「整備済み」が60%を超えています。



第3章 計画の基本的考え方

第1節 計画の目標像

障がい者施策の基本となる障害者基本法は、「共生社会の実現」をその目的としています。また、令和5年12月に施行された「行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～」では、障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会を推進することを目的としています。

こうしたことから、本計画の目標像を次のとおりとします。

**誰もがお互いに支えあい、
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち**

【参考】障害者基本法

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【参考】行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。次条第8号において「障害者差別解消法」という。）の趣旨を踏まえ、本市における障がいを理由とする差別の解消の実現に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に資することを目的とする。

第2節 計画の基本目標と施策の方向

本計画の目標像を実現するために、基本目標として以下の4つを設定し、これらの目標の下、施策の総合的な推進を図ります。

基本目標Ⅰ

「共生社会」の実現のために

障がいのある人もない人も、互いを理解し、思いやりの心を持つことで、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指します。全ての人の「心のバリアフリー」を実現するため、障がいのある人とない人がお互いに理解しあう大切なきっかけとなる交流を促進するとともに、障がいのある人が地域で自立し、及び社会参加するため、どこで誰と生活するか、どのように学び、就業し、活動するか等について、障がいのある人の選択や意思決定を尊重することが大切です。また、「障がい」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障がいがいまって作りだされたものであり、その障壁を取り除くのは、社会の全体の問題として捉え、障がいのある人もない人も、共に解消していかなければなりません。

引き続き、障がいのある人がその権利を侵害されることがないように、権利擁護のための施策の充実を図ります。

基本目標Ⅱ

仕事等の社会参加をしていくために

障がいのある人が、その人に合った形で、自身の能力・個性を発揮しながらいきいきと働くことができるよう、多様な就労の機会の拡充を図るとともに、障がいのある人による、その他のさまざまな社会参加活動を支援していきます。

また、社会参加のための条件を整備していくよう、「福祉のまちづくり」（障がい等に配慮した施設や公共交通のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進）や、障がいのある人が必要な情報を手に入れることができるようなコミュニケーション支援などの「情報のバリアフリー化」に努め、全ての人にやさしいまちづくりを推進します。

基本目標Ⅲ

住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために

障がいのある人が、住み慣れた身近な地域の中で、その人らしく自立した生活を送れるよう、障がいのある人それぞれの特性や自身でできることを踏まえた福祉サービスの充実に努めるとともに、そうしたサービスに関する情報提供体制や相談体制の整備を進めます。

また、災害発生時の障がいのある人への支援や、日常生活における犯罪被害の防止など、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことのできる防災・防犯対策を推進します。

基本目標Ⅳ

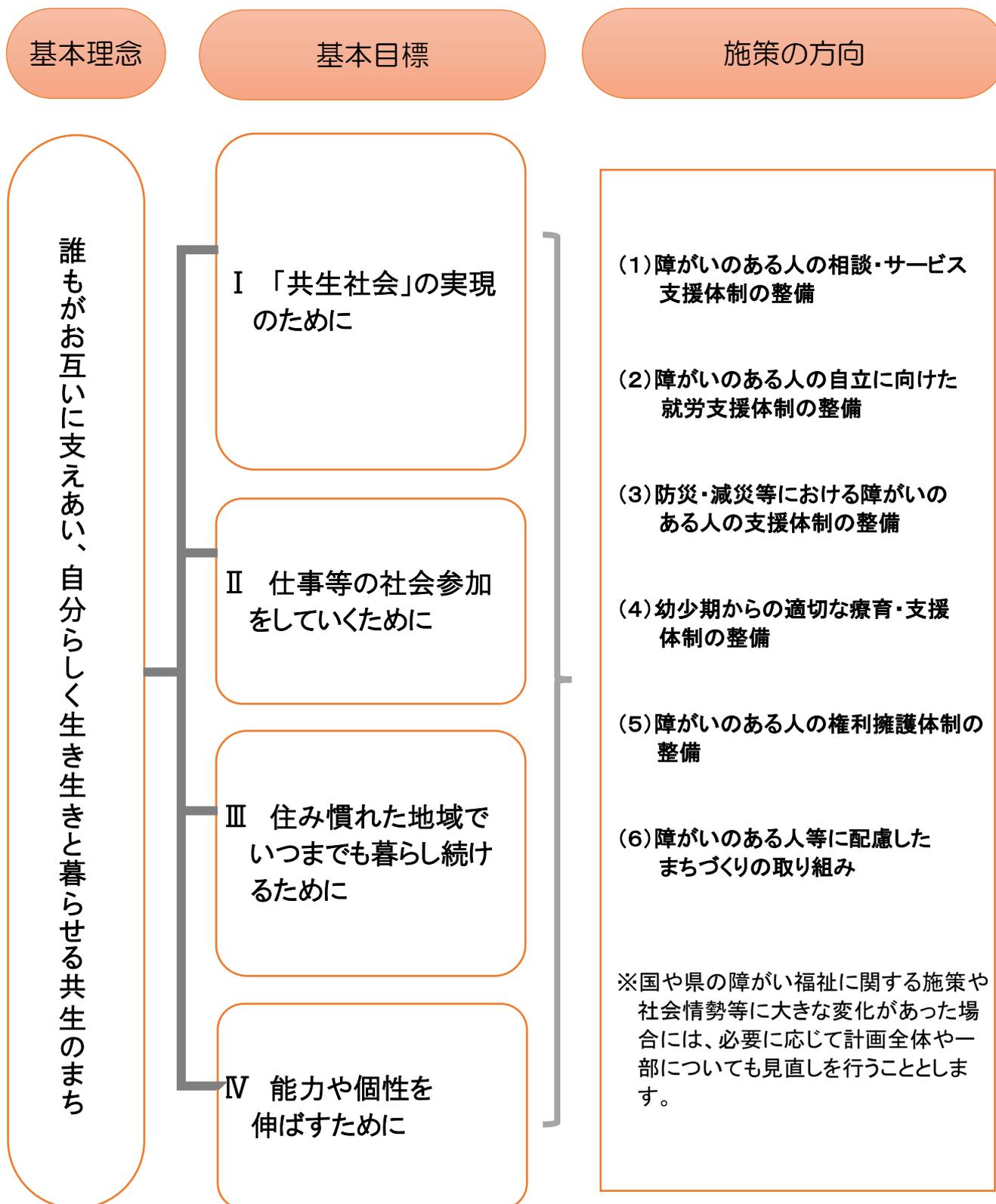
能力や個性をのばすために

心身の発達に不安や障がいのある子どもたちが、早い段階から適切な療育や保育を受けられるよう、保健・医療と連携した支援に努めます。

また、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの障がいの状況や特性に合わせて、その能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的な社会参加と自立につながるよう、障がい児教育を充実させていくとともに、障がいや病気等のない子どもとともに学ぶことや、交流を促進します。

更に、学齢期以降も自分の興味や関心のある分野について学んだり、スポーツ・レクリエーション活動へ参加したりすることができるよう、生涯を通じた学びの場や機会の確保に努めます。

第3節 施策の方向



第4章 施策の方向

1 障がいのある人の相談・サービス支援体制の整備

【基本方針】

「障がいのある方向けアンケート調査」では、市で特に力を入れてほしい施策として、「障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談支援体制を充実する」と回答した方が17.7%あり、「市民の方向けアンケート調査」では、13.5%の方が同じ回答でした。「障がいのある方向けアンケート調査」では、福祉サービスや日頃の生活について必要な情報を集めたり、悩み事などを相談するときに困ることとして「どこに問い合わせたらよいかわからない」との回答が22.4%ありました。

また、将来の希望する暮らしかたとして、「現在の家族とくらしたい」との回答が障がいの種別に関わらず多くを占める一方で、療育手帳をお持ちの方を中心に、「同じ障がいのある人と、グループホームや生活ホームなどで暮らしたい」、「障がい者の入所施設で暮らしたい」と回答された方は併せて約26%でした。

サービスの支援体制については、市内事業所や障がい福祉関係団体から「職員人材の確保・職員や会員の高齢化」、「施設の老朽化」、「物価高騰、人件費の上昇等」といった課題があるとの意見が多く、第4期計画においては「障がい福祉に関わる人材の確保」や「地域における相談支援体制の充実・強化」について、引き続き取り組むべき課題であるとの意見がありました。

「共生社会」の理念のもと、障がいのある人が住み慣れた地域の中で、自立した生活を送るためには、本人やその家族が気軽に相談できる場を充実し、福祉サービスを適切に利用できるよう支援し、提供体制を整えていく必要があります。

地域での自立生活を推進するために、障がいのある人にも利用しやすいグループホーム等の整備を進めるため、市街化調整区域においても整備ができるよう立地規制の緩和を行うとともに、在宅でのサービス支援の充実に努めます。

今後は、障がいのある人の意思を尊重し、住み慣れた地域で安心・安全に自分らしく生活することができるよう、主に居宅において提供するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保と社会参加のための各種サービスの充実を図ります。

【主要施策】

(1)相談体制の充実

- 障がいのある人とその家族が適切な相談を受けられるよう、福祉課、教育委員会、健康づくり課及び教育支援センターなどの相談事業をより充実します。
- 相談対応に当たり、障がいの種類・程度に応じた相談支援に努めます。【新規】
- 北埼玉障がい者基幹相談支援センターと、市内特定相談支援事業所をはじめとする障がい福祉サービス事業所との関係づくりと連携に努めます。【新規】
- 地域生活支援拠点の整備に努めます。【新規】
- 本市の実情を踏まえた体制の在り方について検討を進め、令和8年度末までに児童発達支援センターの機能を有した体制を整備します。【新規】
- 特定相談支援事業所・障害児特定相談支援事業所の設置・運営等について適切な事業運営が実施できるよう支援に努めます。【新規】
- 県総合リハビリテーション※センターや熊谷児童相談所、精神保健福祉センター、加須保健所など関係機関及び市内福祉事業所との連携の強化に努めます。
- 北埼玉障がい者生活支援センターの事業内容（福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング※の実施等）について広く周知に努め、障がいのある人が地域の中でその人らしく自立した生活を送れるよう連携を図ります。
- 市内特定相談支援事業所や民生委員・児童委員等の相談支援活動について周知・支援します。
- 北埼玉障がい者生活支援センターと連携し、障害年金の申請・受給に向けた相談体制を整えます。【新規】

(2)障がい者相談支援事業の推進

- 北埼玉障がい者生活支援センターの機能を活用し、障がいのある人やその家族の地域における生活を支援します。

(3)障がい者ケアマネジメント体制の充実

- 障害者支援協議会との連携・協力を努め、障がいのある人一人ひとりの状況やニーズに合った支援を行える基盤の整備を図ります。
- 市職員のケアマネジメント研修受講を推進し、専門的な知識・技能を持った相談員の確保に努めます。
- 障がいのある人への情報提供やサービスに関する相談を行い、円滑な制度の実施を図ります。
- 障がいのある人への支援や配慮等を学び、取組んでいくため、成長段階に応じた施設等を対象とした研修等を行います。【新規】
- 障がいのある人が高齢になっても、現在のままの生活を維持していけるよう、障がいのある人等の意思を確認しながら支援をします。【新規】
- 入浴が困難な身体障がい者に対し、訪問入浴サービスの充実に努めます。【新規】

(4)グループホームへの支援

- 障がいのある人の生活拠点の1つであるグループホームの設置に対し、支援に努めます。
- 親亡き後の障がいのある人の生活拠点の1つとして、グループホームの設置・開設を希望する社会福祉法人やNPO法人等の相談体制を整えます。【新規】
- グループホームからの地域移行を希望する場合の相談体制を整えます。【新規】

(5)障がい福祉を支える支援者の人材の育成・確保、高齢化対策【新規】

- 障がい福祉サービス事業所の人材確保における課題について、情報を収集します。【新規】
- 地域生活への移行に伴う支援者の人材育成・確保に努めます。【新規】

(6)複合的な問題を抱えた課題に対する相談支援体制の整備【新規】

- 障がいのある人の個々の障がい特性を考慮し、必要な支援について検討し、障がい者本人の意向等を確認しながら取り組んでいきます。【新規】
- 障がいのある児童や障がいのある高齢者等の相談をはじめ、複合的な課題については、関係機関と連携し重層的な相談支援体制の整備に努めます。【新規】

(7)サービス情報の提供

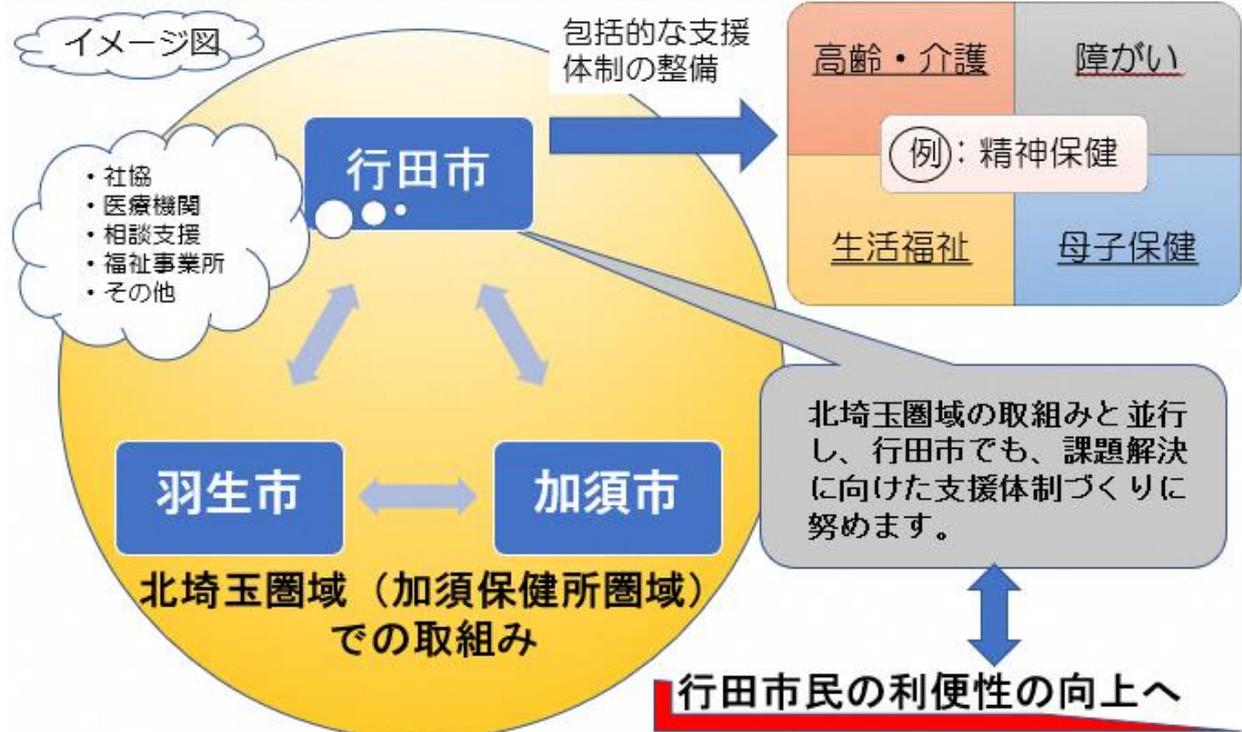
- 障がいのある人がサービスを選択しやすいよう、障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい福祉サービス事業所で実施しているサービスの内容について情報提供に努めます。

(8)精神保健活動の推進

- 市民への精神障がい・精神障がいのある人に対する正しい理解の普及を図ります。
- 精神障がい者の社会復帰を支援・促進するため、精神保健福祉に関する相談や指導の実施・充実を図ります。
- 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備について協議をはじめます。【新規】
- 精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制を、高齢・介護、生活福祉、母子保健等の関係機関とともに整備に努めます。【新規】
- 北埼玉地域における「精神障がい者にも対応した包括支援システム体制」の構築を推進します。【新規】
- 健康づくり課をはじめとした関係機関と連携し、精神障がい者等の自殺対策に努めます。【新規】

北埼玉圏域での取組と今後の本市の取組みの連携について

北埼玉圏域での支援体制を引き続き継続。
併せて、市内の課題に重点的に取り組むため、市単独での体制づくりが必要。



2 障がいのある人の自立に向けた就労支援体制の整備

【基本方針】

「障がいのある方向けアンケート調査」では、市で特に力を入れてほしい施策として、「障がいのある人の働く場の確保や就労環境を改善する」と回答した方が23.0%おり、また、「市民の方向けアンケート調査」では、39.5%と最も多くの回答がありました。将来の希望する暮らし方への問題として、「収入が十分ではない」と回答された方は最も多くなっており、仕事をする上での不安や不満については「収入が少ない」との回答が最も多くなっています。

障がい福祉関係団体からは「就労支援、就業の定着について、健常者と同等に仕事ができるような環境づくりに支援することを望みます」、「発達障がい者の就労支援に関するプログラムや職場の理解と調整」、「インクルーシブな職場環境を整備し、障がい者の雇用機会の増加」との意見が多く、第4期計画においては「障がいのある方の就労」において、引き続き取り組むべき課題であることとの意見がありました。

障がいのある人が、地域の中でその適性と能力を発揮していきいきと働くことは、経済的な自立だけでなく、精神的な自立と生きがいに満ちた生活と密接に関わっています。

「障がいのある人の就労支援」は、公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）における職業紹介や事業主に対する各種助成制度や職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援など、障がいのある人の雇用を促進するための多くの施策・事業が進められています。

本市においても、国・県との連携を十分に図り、障がいのある人の就労支援のための施策を効果的に推進していきます。

【主要施策】

(1)関係機関との連携強化

- 障がいのある人の就労と雇用の安定を図るため、ハローワークをはじめ、北埼玉障がい者就労支援センター、埼玉障害者職業センター、職業能力開発校、及び「就労移行支援」サービス提供事業者などとの連携を維持、強化します。

(2)職業リハビリテーションの周知

- 保健所、ハローワークなどと連携し、通院患者リハビリテーション事業や職場適応訓練などの協力事業所の確保に協力します。

(3)就労の支援

- 障がいのある人の雇用拡大のため、事業者に対し障がい者雇用率の順守や障がい者雇用支援月間の周知を図るとともに、雇用助成金制度の周知・啓発に努めます。
- 北埼玉障がい者就労支援センター（行田市・羽生市・加須市共同設置）による、個々の特性に応じた就労準備支援や職場開拓・就職支援、職場定着支援等の支援に努めます。

(4)公的機関の雇用の促進

- 市職員等への障がいのある人の雇用について、今後も積極的に取り組み、障がい者雇用率の向上に努めます。
- 障がいのある市職員の職場環境の整備に努めます。

(5)福祉的就労の充実

- 市内の福祉的就労を行っている事業所における事業の充実を図るため、販売を目的とする自主製品の開発や販路の拡大などを支援します。
- 福祉施設などの製品を販売する福祉の店などの支援・整備に努めます。
- 障がい者施設からの物品等の調達を推進します。
- 就労継続支援や就労選択支援サービス提供事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。
- 福祉施設等の慢性的な人材不足を鑑み、ハローワークや県等関係機関と連携し、福祉施設等での職員募集に関する福祉分野への就労促進イベント等の周知・広報に努めます。
- 埼玉県と連携し、発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）の周知・広報に努めます。【新規】

(6)市内での就労相談支援体制整備【新規】

- ハローワークや北埼玉障がい者就労支援センター等と連携し、就労意欲のある方の相談に基づく就労支援体制の整備に努めます。【新規】

(7)多様な就業の機会の確保【新規】

- 障がいのある人の農業への就労をはじめとした、多様な就業の機会の場について、ハローワーク、関係機関等と連携し整備に努めます。【新規】
- 障がいのある人の多様な働き方（テレワーク、短時間勤務等）をはじめ、雇用について情報収集に努め、北埼玉就労支援センターと共有します。【新規】

3 防災・減災等における障がいのある人の支援体制の整備

【基本方針】

「障がいのある方向けアンケート調査」では、市で特に力を入れてほしい施策として、「災害発生時に、障がいのある人が安心して避難できるよう支援体制を整備する」と回答した方が 24.5%と最も多く、「市民の方向けアンケート調査」では、24.7%の回答がありました。また、「自力での避難や対処が難しいが、そうした際の支援者がいない」とする人が少なからずおり、また、障がいある人や高齢者など避難に特別な配慮を要する方の迅速な避難を行うための「避難行動要支援者名簿[※]」の認知も進んでいないことから、引き続き名簿の周知と積極的な活用を図り、地域の自主的な防災・防犯活動への支援など、安心な暮らしができる地域づくりを推進していく必要があります。

また、市内事業所や障がい福祉関係団体からも「災害時に障がい特性に配慮された避難所の整備は必須」、「福祉避難所開設訓練を、計画に盛り込んで定期実施できるように願う」、「シェルターや避難所への利用しやすさの問題」といった課題があげられました。

市では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や、令和元年 10 月に発生し関東地方に上陸した台風 19 号などの経験から、今後も地震や水害などの個々の災害発生を見込み、障がいのある人をはじめとする災害時に困難に陥りやすい人への対策・支援について、他自治体で発生した災害とその対応事例も踏まえ、防災・減災に対する支援体制の整備に取り組んでいきます。

【主要施策】

(1) 施設防災体制の強化

- 災害発生時において、重度の障がいのある人に対して福祉施設を活用して受け入れる体制（福祉避難所の開設）を整備します。
- 新たに開設した、障がい・高齢の福祉施設との間で、新たな福祉避難所の協定締結を行います。【新規】（>66 ページ参照）
- 国内での災害発生時に、被災した他自治体が発行した障がいのある人への支援体制等について情報を収集し、支援体制の向上を図ります。【新規】
- 障がい者支援施設等への立入検査、及び防火管理指導などを行い、防災管理体制の強化を図ります。

(2)住宅防災対策の推進

- 住宅の不燃化・耐震化など安全対策を呼びかけ、住民の防火・防災意識の向上を図ります。
- 住宅火災警報器などの設置を促進し、障がいのある人及びその家族の安全対策を推進します。

(3)災害対策の推進

- 障がいのある人に配慮した防災訓練等を実施します。
- 避難行動要支援者名簿の周知に努め、障がいのある人による登録・利用を促進します。また、その情報を関係者で共有し、災害時には迅速に活用できるように努めます。
- 災害時避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努めます。【新規】（>66 ページ参照）
- 防災ガイドブックの作成等の際は、障がいのある人の意見集約を行い、ガイドブック等に反映します。【新規】
- 知的障がいや精神障がいのある人にも配慮したガイドブック等の作成に努めます。【新規】
- 災害発生時、自身を守るための有効的な手段についての情報提供に努めます。【新規】



行田市防災ガイドブック

(4)緊急通報システムの整備

- 災害時における迅速な救助活動を行うため、聴覚障がい、言語障がいのある方に対し、緊急通報システム（NET119）の周知・利用促進を図ります。
- 聴覚障がい者用緊急通報ファックスの利用を促進します。

(5)防犯等体制の推進

- 障がいのある人が警察へ緊急通報する手段として、携帯電話やパソコンのメール機能を利用した「メール110番」や「ファックス110番」※の周知・活用を促進します。
- 障がいのある女性や子ども、高齢者等の犯罪被害等を防ぐため、防犯関係部署や警察等の関係機関との相談支援体制の整備に努めます。【新規】
- 障がいのある人の消費生活に関する相談は、消費生活センターと連携しながら対応します。【新規】

(6)ボランティア活動体制の強化

- ボランティアセンター（市社会福祉協議会※内）においてボランティア活動と障がいのある人のニーズとの調整が図られるよう、支援に努めます。
- 「社協だより」や SNS 等を通じ、各種ボランティア活動の啓発や市民への周知を図ります。

(7)ボランティアの育成

○市社会福祉協議会が開催する各種ボランティア講座やボランティア団体の育成を充実させるため、支援に努めます。

○市社会福祉協議会と連携し、地域の担い手として、広く地域社会で貢献できる市民の育成に努めます。【新規】

4 幼少期からの適切な療育・支援体制の整備

【基本方針】

「障がいのある方向けアンケート調査」では、市で特に力を入れてほしい施策として、「病気や障がいを予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める」と回答した方が 18.4%あり、また、「市民の方向けアンケート調査」では、「幼少期からなどできる限り早く適切な治療や療育を進める」と回答した方が 25.2%ありました。

市内事業所や障がい福祉関係団体からも「個々の状況に応じた活動内容の見直し」といった課題があることや、第4期計画においては「放課後等デイサービスを利用増に基づく経過観察の必要性について」や「障がいのある人とない人への教育環境の整備」において、引き続き取り組むべき課題であることとの意見がありました。

障がいや発達に特性のある子ども等の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども等の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続性の中で、発達が保障され、将来の自立、社会参加を支援するよう取組を進めていく必要があります。

早い段階での療育や障がいの特性に合わせた教育は、障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもが、その能力や個性を生かし、将来の社会的な自立に向けた力を付けるための第一歩となります。

そのため、乳幼児期から、子どもの発達段階に合わせた切れ目のない支援や相談体制の充実を目指して取り組んでいきます。

また、就学後においても、障がいのある児童一人ひとりが、障がいのない児童と同じようにその持てる力や可能性を最大限に発揮できるような教育のあり方が求められています。

【主要施策】

(1) 疾病予防・早期発見の推進

- 妊婦健康診査、妊婦相談等を実施し、妊婦の健康管理を推進します。
- 乳幼児の疾病予防や障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健診、健康教育、乳幼児相談及び乳児産婦全戸訪問の充実を図ります。また、医療機関をはじめとした関係機関と連携しながら、発達障がい等についての迅速かつ適切な支援に努めていきます。
- 成人期の生活習慣病等疾病の予防のため、各種健康診査、がん検診、健康教育や健康相談などの充実を図ります。
- 福祉サービス事業所における歯科検診を実施します。

(2)障がい児療育システムの整備

- 福祉・保健・教育・医療の連携を強化し、一貫した療育体制づくりを進めます。
- 保育所・幼稚園に通園している発育や発達遅れなどのある児童に対し支援を行う「保育所・幼稚園巡回相談」「保育所等訪問支援事業」を実施します。
- 心身障がい児の日常生活や集団生活などへの適応訓練を行う障がい児通所支援の事業について周知に努めます。
- 県と連携し、発達障がいペアレントメンター事業等の周知・広報に努めます。【新規】

(3)発達障がいやその疑いを含めた、障がいのある子どもに対する支援の充実【新規】

- 地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能を有した支援体制を、本市の実情を踏まえて令和8年度末までに整え、保育所等への巡回支援の充実を図る等、地域における障がい児の支援体制を推進します。【新規】

(4)障がい児保育の促進

- 保育所への障がい児の受入体制の充実に努めるとともに、研修の充実などによる保育者の資質の向上に努めます。
- 障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育等事業所の整備に努めます。【新規】



障がいのある子もいない子も、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指します。

(5)手帳の愛称等の検討【新規】

- 早い段階での適切な療育等、障がい福祉サービスを受けられるようにするためには、手帳を所持することに対する抵抗感を減らすことが必要です。そのため、愛称等を検討します【新規】

(6)適正な就学支援

- 障がいの種類や程度・特性を正しくとらえ、障がいのある児童一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう、就学支援委員会※などで適正な就学支援に努めます。
- 福祉課、子ども未来課、健康づくり課、教育委員会、教育支援センター等が連携した教育相談・支援体制の整備に努めます。【新規】
- 早期療育（ステップ教室）を実施し、発達に課題があり特別な教育的支援を必要とする幼児・児童への支援の充実を図ります。【新規】
- 発達や発育に不安のある児童やその保護者に対する相談・助言等、適切な就学支援を推進します。【新規】



教育支援センター（星宮）

(7)特別な支援を必要とする児童・生徒への指導内容の充実

- 障がいのある児童の良さや可能性を伸ばし、社会的な自立を図るための教育活動を、特別支援教育コーディネーターを活用しながら推進するとともに、一人ひとりに応じた指導内容の充実に努めます。
- 通常学級に在籍する障がいのある児童に対し、障がいの程度に応じた配慮や、「通級による指導※」の充実、介助員の配置等を図ります。
- 特別支援教育支援員（きらきらサポーター）の育成を図ります。【新規】
- 研修機会を充実して教職員の資質の向上と障がいのある人・児童への理解の促進を図ります。また、SLD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）、自閉症スペクトラム症等に対する理解を深めるための教職員の研修を実施します。
- 小中学校の要請に応じ、心理職による訪問支援を行い、就学相談体制の充実に努めます。【新規】

(8)交流教育の推進

- 障がい者・児に対する理解と適切なかかわりや援助について学び、共生社会の実現をめざして、支援籍※制度など教職員・保護者・児童等が一体となった交流学习を推進します。
- 通常の学級と特別支援学校の交流や、特別支援学級との合同学習のほか、「総合的な学習の時間」等を利用して、施設訪問や車いす・手話体験などの実施を促進します。
- 「支援籍」を活用し、学習活動や交流を拡充します。



市内中学校での
手話講習会

(9)インクルーシブ教育・インクルーシブ教育システム*の推進【新規】

- 障がいのある児童とない児童が共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障がいのある児童が、障がいの特性に応じた教育を受けることができるよう必要な施策を推進します。【新規】
- インクルーシブ教育システムを活用した多様な学びの場の充実に努めます。【新規】

(10)関係機関との連携強化

- 障がいの重複化・重度化に対応し、適切な指導や教育を行えるように、福祉・医療・専門的教育機関などをはじめとした関係機関とのさらなる連携強化に努めます。
- 埼玉県地域療育センターや教育支援センターと連携し、発達の特徴が気になる子どもへのアセスメントを実施します。【新規】
- 医療的ケア児、聴覚障がい児等、専門的な支援が必要な子ども等とその家族への対応のため、地域における連絡体制を強化します。【新規】
- 医療的ケア児をはじめ、子どもの発達等に不安を抱える人への市や北埼玉圏域*において相談支援体制の整備に努めます。【新規】

○埼玉県医療的ケア児等支援センター等の相談窓口の周知のほか、市内での相談窓口の整備に努めます。【新規】

(11)放課後児童対策の推進

- 障がいのある児童の放課後の安全な居場所の確保として放課後等デイサービスへの支援に努めます。
- 市内の学童保育室においても障がいのある児童の受入れに努めるとともに、放課後児童支援員が、障がいのある児童の指導について知識や技能をより向上できるよう、研修への参加を促進します。

【参考 行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～】

(教育)

第17条 市は、障がいのある児童と障がいのない児童が共に学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障がいのある児童が障がいの特性に応じた教育を受けることができるよう必要な施策を推進するものとする。

2 市は、障がいのある児童と障がいのない児童との交流の機会の創出その他の必要な取組により、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を促進するものとする。

5 障がいのある人の権利擁護体制の整備

【基本方針】

「障がいのある方向けアンケート調査」では、「障害者差別解消法」を「知らなかった」と回答した方が 64.0%おり、また、「市民の方向けアンケート調査」では、「合理的配慮の提供」について「知らなかった」と回答した方が 76.1%という結果となりました。

改正障害者差別解消法が令和 6 年 4 月から施行されることや、令和 5 年 12 月からは「行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～」が施行されていることから、障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進、障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の提供の推進など、引き続き、障がいのある方の権利を守る体制づくりをすすめ、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性が尊重される共生のまち」を目指すことを目的とした必要な取り組みを推進していきます。

また、成年後見制度等、親亡き後の障がいのある人の権利や生活を守る取り組み等を進めていきます。

【主要施策】

(1) 権利擁護の推進

- 障がいのある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う県社会福祉協議会の「権利擁護センター」について、周知・普及を図ります。
- 「障害者差別解消法」、「行田市障がい者差別解消推進条例」に関する市職員の研修を継続して実施します。
- 障がいのある人への配慮を市職員に周知するための「障害のある方への配慮マニュアル」の見直し、更新を行い、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援を実施します。

【新規】

(2) 権利行使の支援

- 成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、その利用の促進を図ります。
- 権利擁護支援のための地域連携ネットワークにおける中核機関（成年後見センター（仮称））の設置を、市社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し協議に努めます。【新規】
- 知的障がい・精神障がいのある人や認知症高齢者などが、安心して生活が送れるように、市社会福祉協議会にて福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」を推進します。

- 選挙時の郵便による不在者投票や代理記載制度の実施など、障がいのある人が投票しやすい環境づくりを進めます。

(3)虐待防止対策の推進

- 障がいのある人への虐待防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実を図り、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 福祉課に設置している市障害者虐待防止センターでは、埼玉県虐待通報ダイヤル（#7171）、市内の障がい福祉事業所や相談支援事業所等の関係機関と連携し、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。

(4)障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の提供の推進【新規】

- 障がいの分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供事例等の情報の収集、整理及び提供を行います。【新規】
- 障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を計画的に推進します。【新規】

【参考 行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～】

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人に対し、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第9条 市及び行政機関等は、その事務又は事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

2 事業者は、福祉、医療、教育、雇用、居住、交通、商業その他の障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野において、その事業の実施に当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供を行わなければならない。

6 障がいのある人等に配慮したまちづくりの取り組み

【基本方針】

「障がいのある方向けアンケート調査」では、市で特に力を入れてほしい施策として、「障がいのある人も利用しやすいよう、公共施設の設備や道路等を改善する」と回答した方が 15.1%おり、また、「市民の方向けアンケート調査」では、21.1%の回答がありました。

市内事業所や障がい福祉関係団体からも「障がい者の住みやすい社会づくり」についての意見が多く、第4期計画においては「障がいのある人の意見を取り入れたまちづくり」において、引き続き取り組むべき課題であるとの意見がありました。

市では、障がいのある人もない人も共に支えるまちづくりへの取り組みを進めるため、福祉のまちづくりの推進や社会参加への支援、障がいに配慮した情報提供等への取り組み等をすすめることにより、障がいのある人が主体的に活動できる環境の整備に取り組んでまいります。

また、障がいのあるなしに関わらず、人間らしい充実した生活のため、芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習や趣味・余暇活動ができるよう、活動を支援してまいります。

【主要施策】

(1)福祉のまちづくりの推進

- 障がいのある人が安全で快適な生活を送ることができるよう、都市環境の整備を促進し、総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 障がい者駐車場、多目的トイレ等の適正利用の啓発に努めます。
- 公共施設や公園等の整備に当たり、障がいのある人の意見を聴取します。【新規】
- 障害者手帳のミライロ ID[※]の利用登録の促進に努めます。

【新規】

- 身体障害者補助犬法[※]に基づき、補助犬の周知に努めます。

【新規】

- 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）[※]を継続して周知します。【新規】
- 障がいのある人や高齢等のため、買い物に苦慮している方に向けた移動販売事業の利用促進を図ります。【新規】
- ヘルプマーク[※]の周知に努め、所持者に対して声掛けをするよう、市が SNS 等を通じて合理的配慮の事例を紹介します。【新規】



身体障害者補助犬法
啓発「ほじょ犬マーク」

(2)公共交通の利便性向上の検討

- 障がいのある人も含め、幅広い世代の方の移動手段を確保し、気軽に利用できるよう、新たなモビリティサービスの導入など持続可能な地域公共交通への再編を図ります。
- 障がいのある人にも移動しやすい公共交通となるよう、見やすい時刻表表示や利用しやすい待合スペースの環境充実など、交通拠点の機能充実を図ります。
- 障がいのある人の社会参加の実現のため、障がいに配慮した福祉車両の運行等により、外出の促進を図ります。

(3)歩きやすい歩行空間の整備

- 障がいのある人が安心して利用できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差の改善を図ります。
- 障がい者団体等が実施するバリアフリーウォッチング等に参加し、障がいのある人の視点の把握と環境の整備に努めます。【新規】
- 店頭商品などによる道路や歩道の占拠の解消に努めます。



バリアフリーウォッチング

行田市障がい者ネットワーク主催

(4)福祉車両の活用

- 社会福祉協議会と連携し、福祉車両の貸出事業の活用などにより、障がいのある人の外出支援を促進します。
- 公共交通機関を介添えなしに利用できない障がい者等に対し、ドア・ツー・ドアの個別送迎を行う有償の移送サービスの周知・広報に努めます。【新規】

(5)広報・啓発・普及活動の充実

- 市報やインターネットホームページ、SNS等を活用し、広報・啓発活動を行います。
- 高次脳機能障がい、強度行動障がい、エイズ・H I V感染、ハンセン病、難病等に関する正しい知識の普及について、福祉・保健・医療が連携して取り組みます。【新規】
- インクルージョンの考え方の普及と啓発を図るため、「障がい者週間」を中心に障がい者団体などと連携を図りながら、「やすらぎの里フェスティバル」や「障がい者スポーツ・レクリエーション大会」などの啓発交流事業を推進します。

(6)福祉教育の推進

- 学校において施設訪問や福祉教育を推進します。
- 障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供に関する出前講座等を行います。【新規】

(7)福祉情報提供の推進

- 障害者手帳新規交付時における、ガイドブック『障害者福祉制度のご案内』の添付を継続し、サービス情報の提供に努めます。
- 市報、市ホームページ、SNS等を利用した情報提供を推進します。
- 市役所や市社会福祉協議会に設置するパンフレットなどの内容の充実に努めるとともに、最新の情報機器について周知を図ります。

(8)社会参加への支援

- 障がい者施設と地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進し、障がい者の地域生活につなげていきます。【新規】
- 障がいのある人が利用しやすいように、公共施設の管理運営に配慮します。
- 障がいのある人が公共施設を利用する場合の使用料の軽減を継続します。
- 障がいのある人が市議会の傍聴がしやすいよう、傍聴席のバリアフリー化に向けた検討をはじめます。【新規】
- 市主催の催しにおいて、聴覚障がい者が参加できるよう手話通訳者の導入に努めます。また、視覚障がい者についても、配慮するよう努めます。
- 手話通訳が生活の中で必要な方に対し、コミュニケーションを円滑に行うため、必要に応じて手話通訳者を派遣します。【新規】

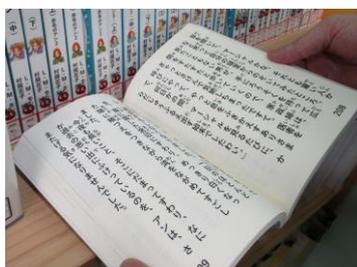
(9)障がい者団体等の活動促進

- 障がい者団体等を支援するとともに、市との懇談の場を設け、団体の実態把握に努めます。
- 障がい者団体等が行う情報提供活動などに対し、引き続き支援に努めます。
- 市総合福祉会館内の福祉団体活動支援室について、障がい者団体の活動の拠点として利用の促進に努めます。

(10)障がいに配慮した情報提供の充実

- 障がいに配慮した情報取得等に関する調査研究を推進します。【新規】
- 点字版のパンフレット、市報等の録音CDの作成など、障がいの特性に配慮した情報提供の充実に努めます。
- 点訳ボランティア養成事業及び朗読ボランティア養成事業を実施します。
- 図書館における対面朗読事業（視覚障がい者の希望に応じて朗読する）、録音図書の製作事業（視覚障がい者から希望のあった図書をCD等に録音する）及び文芸作品の録音CD等の購入を推進します。
- 音声読み上げや文字拡大・色反転が行える電子書籍の導入・拡充を図ります。【新規】
- 視覚障がいのある人が、市からの通知等が確認できるよう、封筒の四隅を切る等の配慮に努めます【新規】
- 発達に障がいのある児童や視力に障がいのある人をはじめ、障がいの特性に応じた図書の設置（大活字本コーナー等）に努めます。【新規】

- 心身障害者用ゆうメールを利用した図書貸出し郵送サービスの周知・広報を行い、利便性の向上を図ります。【新規】
- 車いす利用者に配慮した市内トイレガイドマップ等の更新に努めます。【新規】
- 視覚や聴覚に障がいのある人と意見交換を行い、情報提供の体制整備に努めます。【新規】



図書館（大活字本イメージ）



図書館（大活字コーナー）



図書館（拡大読書器）

(11)行政情報のアクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上【新規】

- 障がいのある人の情報の取得等に関する調査研究に努めます。【新規】
- 障がいのある人の情報の取得等の重要性に関し、理解を深めるための広報・啓発活動に努めます。【新規】
- 市ホームページや SNS 等を活用し、障がいに関する施策や取組等の周知・広報を充実します。【新規】

(12)情報機器利用の促進

- 重度の視覚障がいや上肢に障がいのある人に対し、情報機器（パソコン）を使用する際に必要な周辺機器やソフトを購入するための費用の一部を助成します。
- 障がいのある人も利用しやすいよう、スマートフォン等による申請受付など窓口サービスの向上に努めます。【新規】

(13)コミュニケーション施策の充実

- 聴覚に障がいのある人のコミュニケーション手段の確保を図るため、行田市手話言語条例の趣旨に沿って、手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の充実を図るとともに、継続して手話講習会を開催します。
- 障がいのある人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、スマートフォンを利用したアプリ等を紹介します。【新規】



市役所窓口（筆談マーク）

- 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上に努めます。【新規】

(14)意思疎通の支援【新規】

- 障がいのある人が情報を円滑に取得し、又は理解しやすくするため、点字や平易な表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及を図るとともに、必要な施策を講ずるものとします。【新規】
- 行田市手話言語条例に基づき、手話への理解及び普及の促進を図ります。【新規】

(15)機能訓練事業の充実

- 医療でのリハビリテーション終了後も継続して訓練が必要な人や、障がいにより身体機能の低下が認められる人について、地域生活に適応できるよう、身体機能の維持向上と健康増進を目的とした機能回復訓練の充実を図ります。
- 障がいにより認知機能の訓練が必要な方への支援について、市内障がい福祉事業所をはじめとした関係機関と支援体制の整備に努めます。【新規】



総合福祉会館
機能回復訓練室

(16)医療体制の充実

- 歯科医師会の協力を得て、訪問歯科診療の充実を図ります。
- 地域での治療が困難な障がいがある者のため、専門的機関と連携を図り治療の充実に努めます。
- 意思の疎通が困難な障がいのある人が入院した際に、コミュニケーション支援員を派遣する入院時コミュニケーション支援事業の周知と利用の促進を図ります。
- 障がいのある人が安心して診療や入院治療を受けられるよう、医師会等に受入れ体制の整備への協力を求めます。
- 感染症等に伴い、福祉事業所等の施設での予防対策が必要な場合は、県や医療機関、健康づくり課等と連携し、施設への助言を行います。【新規】

(17)住宅改造助成制度等の普及

- 日常生活が円滑に送れるように住宅改造の助成を行う重度身体障害者居宅改善整備費補助金や県社会福祉協議会が窓口となる福祉資金貸付制度の周知・普及を図ります。

(18)公営住宅の整備促進

- 既存市営住宅の建て替えや改修の際には、バリアフリー化を推進します。

(19)医療給付などの利用促進

- 重度心身障害者医療費助成の周知を図るとともに、医師会の協力を得ての申請の簡略化及び窓口払いの無料化を継続します。
- 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度及び指定難病医療費・小児慢性特定疾病医療費公費負担制度の周知を図ります。
- 埼玉県利根保健医療圏（幸手・加須保健所所管区域）難病対策地域協議会の一員として県の難病施策の情報収集に努めるとともに、県や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化します。

(20)健康づくりの推進

- 生活習慣病の予防等、市民自らが生涯を通じて主体的に健康づくりを進めるとともに、行政・民間団体等が一体となって、個々の市民の状態に応じたきめ細やかな支援を進めていきます。

(21)一人暮らしへの移行支援等について【新規】

- 本人の意思を尊重した地域生活を支援するための、障がい福祉事業所をはじめとした関係機関と連携し、定期的な巡回訪問等による支援を実施します。【新規】

(22)生涯学習活動の促進

- 障がいのある人もない人も、共に参加できる各種講座やスポーツなどの教室の開催に努めます。
- 手話通訳者やボランティアの協力を得て、各種講座や教室などへ参加できる条件を整えていきます。
- 各障がい者団体による自主的な学習活動への支援に努めます。
- 文化芸術のイベント参加等の活動の支援に努めます。【新規】
- 障がいのある人への理解と障がいのある人の生涯学習につながる事業について、積極的に後援していきます。

(23)スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 「障がい者スポーツ・レクリエーション大会」の開催を継続し、障がい者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じて障がいのある人とない人との交流や社会参加を図ります。
- 障がい者スポーツ指導員の養成に努めるとともに、障がいのある人のスポーツ事業を企画・運営する指導者の育成を図ります。



障がい者スポーツ・レクリエーション大会 卓球バレー

【参考 行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～】

(環境の整備)

第10条 市、行政機関等及び事業者は、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解の下、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第15条 市は、不当な差別的取扱いをすることによる障がいのある人の権利利益の侵害防止及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供を的確に行うことに資するため、障がいの分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮の提供事例等の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(相互理解の促進)

第16条 市は、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに対する理解を深め、障がいを理由とする差別を解消することの重要性に関する事業者及び市民の理解及び関心の増進が図られるよう、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する知識の普及啓発のための広報活動その他の啓発活動を計画的に推進するものとする。

2 市は、日常生活又は社会生活に関する分野において、障がいのある人と障がいのない人が一緒に活動し、又は交流する機会を創出することその他必要な取組により、その相互理解を促進するものとする。

3 障がいのある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現を図るものとする。

(意思疎通)

第18条 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得し、又は理解しやすくするため、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及を図るとともに、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、行田市手話言語条例（平成29年条例第40号）により、手話への理解及び手話の普及の促進を図るものとする。

第5章 福祉サービスの充実及び目標

1 市独自で数値目標を設定(任意事業)

(1)市独自で数値目標を設定したもの

種類	内容
避難行動要支援者 個別避難計画	<p>災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務となります。</p> <p>近年、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画を作成するものです。</p> <p>(令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。)</p>
福祉避難所	<p>大規模災害の発生時、高齢者や障がいのある者など、一時的な避難所では長期の避難生活が困難な方のため、社会福祉施設等を福祉避難所(二次避難所)として開設することを目的に、協定の締結をすすめるものです。</p> <p>(令和5年4月1日時点 協定締結 12 施設)</p>

■数値目標

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者 個別避難計画の作成件数	件	一人での避難が困難である方(約700人)のうち、個人情報同意を得た方		
福祉避難所の協定締結数	施設数	13	14	15

■目標値達成に向けた方策

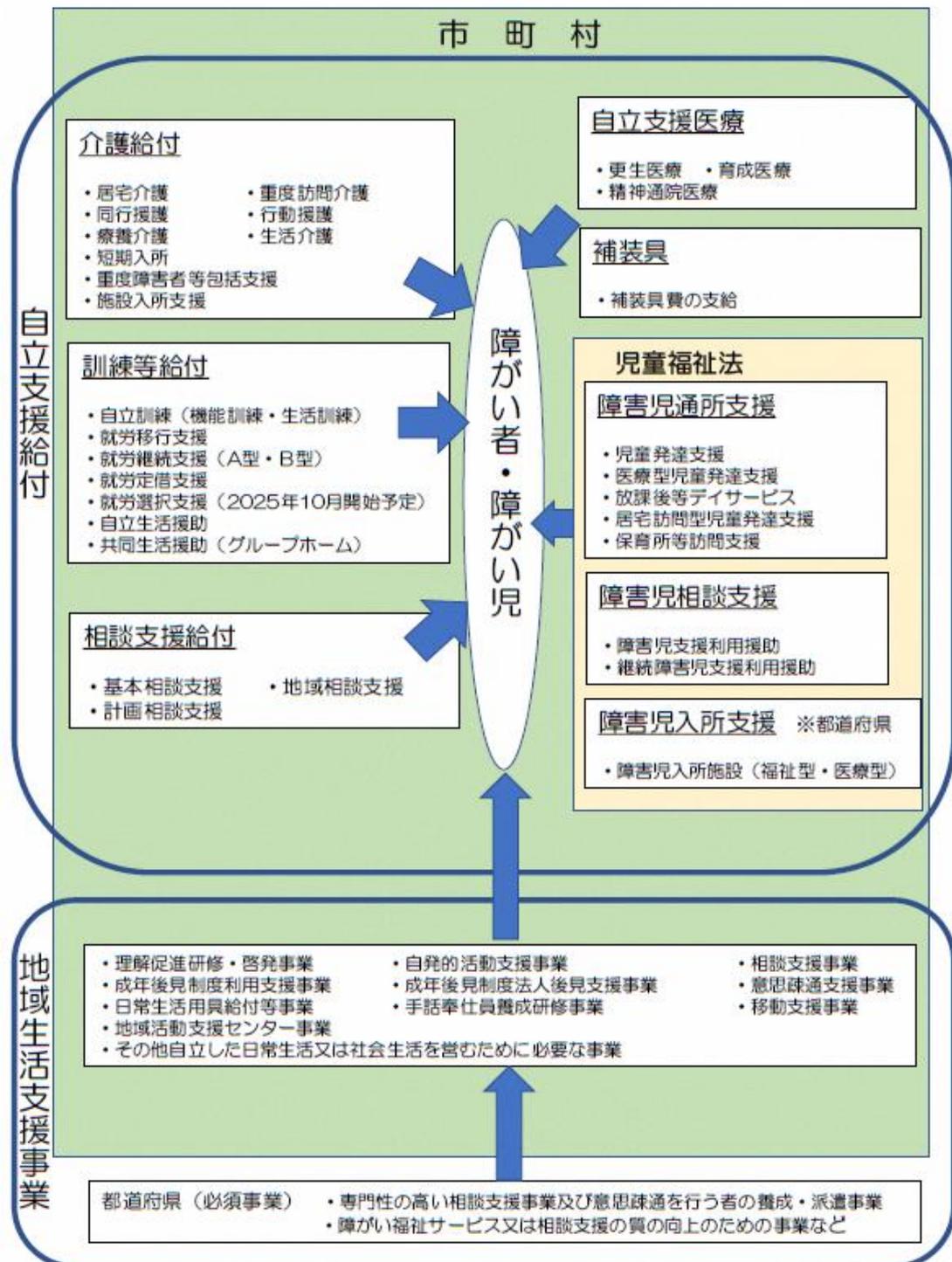
「障がいのある方向けアンケート調査」の結果で、「市に求めること」の回答において最上位が「災害発生時に、障がいのある人が安心して避難できるよう支援体制を整備する(24.5%)」となったことを踏まえ、避難行動要支援者個別避難計画の策定件数と福祉避難所の協定締結数の数値目標を設定するものです。

避難行動要支援者個別避難計画は、障がいのある人の個別の障がいの特性等を考慮し、家族や支援者、近隣住民等の協力の有無などを考慮した、より具体的な避難計画を、個別に作成するものです。

福祉避難所の協定締結は、新たに市内に設置した福祉関係事業所を中心に、協定締結に取り組んでいきます。

2 福祉サービスの充実(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

(1)障がい福祉サービスによる支援システム



(2)国指針で掲げる令和8年度末の数値目標の設定

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に当たり、国が示す基本指針に掲げられた成果目標について、本市では以下のとおりに設定します。

①地域生活支援の充実

■国の基本指針及び埼玉県の方針

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・強度行動障がい[*]を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい[*]を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
県の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針のとおり。

■数値目標

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置数	箇所	1箇所以上	1箇所以上	1箇所以上
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	人	1人以上	1人以上	1人以上
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	回	年1回以上	年1回以上	年1回以上
市又は圏域における強度行動障がい [*] を有する者に対する支援体制の整備	有/無	有	有	有

■目標値達成に向けた方策

障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向けて、サービス事業所や相談支援事業所等と協議を進めていきます。

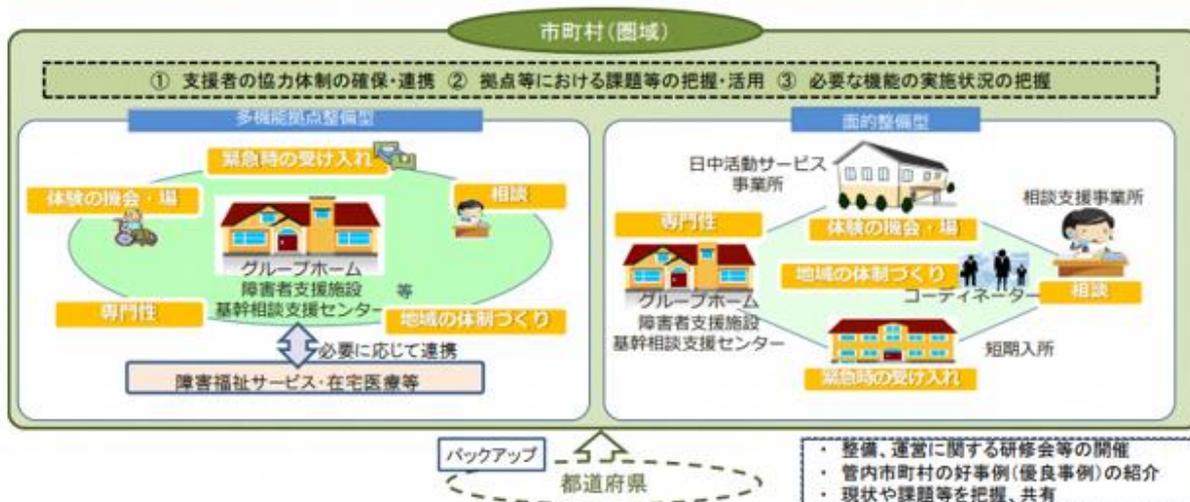
また、地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討は、障害者支援等協議会で行うことで、本市の長期的な課題の把握と改善に努めていきます。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



【地域生活支援拠点等の整備について（厚生労働省 HP より抜粋）】

* 地域生活支援拠点等の整備における居住支援のための機能

- ・ 相談
- ・ 緊急時の受け入れや対応
- ・ 体験の機会や場
- ・ 専門的人材の確保や養成
- ・ 地域の体制づくり

②障がい児支援の提供体制の整備等

■国の指針及び埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ・令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針のとおり。

■数値目標

児童発達支援センターの設置数		重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数及び重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	
令和3年度末実績数	令和8年度末目標値	令和3年度末実績数	令和8年度末目標値
0	1	0	1

関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	
令和3年度末実績数	令和8年度末目標値	令和3年度末実績数	令和8年度末目標値
0	1	1	2

■目標値達成に向けた方策

児童発達支援センターについては、その在り方として、障がい福祉主管部局等を中心とした関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備するため、本市の実情を踏まえた多様な方法も含めて検討を進め、令和8年度末までに整備します。

また、少子化傾向の中、療育手帳の取得者が増加していることも鑑み、地域における障がいのある児童及び家族への支援強化が必要となります。市内の障害児特定相談支援事業所をはじめ、障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等への支援に取り組んでいきます。

③福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針及び埼玉県の方針

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。 ・就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。 ・また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。 ・一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
<p>県の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針のとおり。

■数値目標

一般就労移行者数		就労移行支援事業 一般就労移行者数		就労継続支援 A 型 一般就労移行者数	
令和3年度末 実績数	令和8年度末 目標値	令和3年度末 実績数	令和8年度末 目標値	令和3年度末 実績数	令和8年度末 目標値
32	41	13	16	5	6

就労継続支援 B 型 一般就労移行者数		就労定着支援事業 利用者数	就労定着支援 事業所数	就労定着率 8 割以 上の就労定着支援事 業所数
令和3年度末 実績数	令和8年度末 目標値	令和8年度末 目標値	令和8年度末 目標値	令和8年度末 目標値
14	19	1	5	1

■目標値達成に向けた方策

障がいのある人の雇用の拡大を図るために、企業を対象に、障がい及び障がいのある人についての啓発活動を推進します。

また、ハローワークや北埼玉障がい者就労支援センター等と連携し、就労を希望する障がいのある人への情報提供・相談支援をはじめ、継続した就労ができ、自立した生活を送れるよう、相談体制の強化に取り組んでいきます。

④福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の指針及び埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。 令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

■数値目標

施設入所者			地域生活移行者
令和4年度末 入所者数	令和8年度末 目標値	削減見込数	
66	60	—	6

■目標値達成に向けた方策

施設入所者の強い希望により、地域生活への移行が進むよう、地域における障がい及び障がいのある人に関する理解の促進が必要となります。

また、地域生活へ移行した際の、在宅のサービス支援の充実が必要となります。家族や支援者の高齢化に伴う支援の対策も必要となることから、引き続き、地域の課題について抽出し、改善していくよう取り組んでいきます。

⑤精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

■国の基本指針及び埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。 退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針のとおり。

■数値目標

埼玉県で設定することとなっています。

■目標値達成に向けた方策

北埼玉地域での協議を開始していますが、本市における課題の抽出・改善は、引き続き本市の課題として取り組んでいく必要があります。

北埼玉地域での協議と並行し、本市の課題を抽出しながら、障がいをはじめ、高齢・介護、母子保健、生活福祉等等関係部署のほか、地域の医療機関や福祉事業所と連携して取り組む体制づくりが必要となります。

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回	5	5	5
協議の場への関係者の参加者数	人	5	5	5
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有/無	有	有	有
	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助	人	1	1	1
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)	人	1	1	1

⑥相談支援体制の充実・強化等

■国の指針及び埼玉県の考え方

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ・なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
<p>県の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針のとおり。

■数値目標

<p>専門的な相談支援の実施 地域の相談支援体制を実施する体制の確保</p>	
<p>令和3年度末 実績数</p>	<p>令和8年度末 目標値</p>
<p>0</p>	<p>1</p>

■目標値達成に向けた方策

北埼玉障がい者基幹相談支援センターを令和5年4月に羽生市及び加須市と共同で設置しました。

また、地域づくりに向けた協議会については、圏域での課題のうち本市における課題を引き続き市内福祉サービス事業所や相談支援事業所、社会福祉協議会や、高齢・介護、母子保健、生活福祉等の関係機関と情報を共有し、話し合いながら対応していく関係づくりが急務となります。

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数	箇所	1	1	1
基幹相談支援センターによる相談支援事業所に対する指導・助言件数	件	40	40	40
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	件	5	5	5
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数	回	11	11	11
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	回	1	1	1
	事業者数	1	1	1
専門部会の設置数、実施回数	部会数	2	2	2
	回	8	8	8

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の指針及び埼玉県の考え方

国の基本指針	・県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
県の考え方	・国の基本指針のとおり。

■数値目標

障がい福祉サービス等が提供できているかの検証の実施		障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	
令和3年度末実績数	令和8年度末目標値	令和3年度末実績数	令和8年度末目標値
有	有	有	有

■目標値達成に向けた方策

令和8年度末までに検証の実施と体制の構築を目指します。

また、活動指標となる以下の項目についても市で設定し、取り組んでいながら、市の障害者等支援協議会にて議論し、改善を図りながら取り組んでいきます。

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	人	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有/無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	回	1	1	1

⑧発達障がい者等に対する支援

■国の指針及び埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。 ・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。 ・現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針のとおり。

■数値目標

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	5	5	5

■目標値達成に向けた方策

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の啓発活動を推進していきます。
また、「埼玉県発達障害者支援センター」の助言の下に、本市において各種相談や研修が実施できるよう取り組んでいきます。

(3)障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス

①サービスの体系

■障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

自立支援給付	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労定着支援 ・ 短期入所（福祉型・医療型） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労選択支援 ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 療養介護
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助 ・ 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助
	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援
地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 地域活動支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自発的活動支援事業 ・ 成年後見制度[※]利用支援事業 ・ 日常生活用具[※]給付等事業 ・ 移動支援事業
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 知的障害者職親委託制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴サービス事業

計画のサービス見込み量の個別の単位は、以下のとおりです。

* 「時 間」・・・月間のサービス提供時間

* 「人日分」・・・「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

* 「人 分」・・・月間の利用人数

* 「人」・・・平均的な1か月間における利用日人数（延べ人数ではありません。）

■児童福祉法に基づく障がい児福祉サービス

障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

②訪問系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がい者（児）の外出に同行して、代筆や代読を含む移動に必要な情報の提供や援護を行います。
行動援護	知的障がい者や精神障がい者で、自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■7期計画見込み

訪問系サービス		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間（時間）		2,640	2,750	2,860
	利用者数（人）		120	125	130
重度訪問介護	利用時間（時間）		5,510	5,800	6,090
	利用者数（人）		19	20	21
同行援護	利用時間（時間）		625	700	750
	利用者数（人）		25	28	30
行動援護	利用時間（時間）		600	600	600
	利用者数（人）		30	30	30
重度障害者等包括支援	利用時間（時間）		0	0	0
	利用者数（人）		0	0	0
合計	利用時間（時間）		9,375	9,850	10,300
	人		194	203	211

③日中活動系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者、精神障がい者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就職を希望する方の要望や適性を把握し、本人により適した就労系サービスの利用やハローワークによる就労サポート等の支援を行います。（令和7年10月開始予定）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 雇用契約を結ぶことを基本するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図ります。 第5期計画で新たに加わったサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障がい者支援施設等で実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

■ 7期計画見込み

日中活動系サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数（人日）	4,300	4,400	4,500
	利用者数（人）	215	220	225
うち重度障がい者	利用者数（人）	20	20	20
自立訓練 （機能訓練）	利用日数（人日）	40	40	40
	利用者数（人）	2	2	2
自立訓練 （生活訓練）	利用日数（人日）	200	200	200
	利用者数（人）	10	10	10
就労選択支援	利用者数（人）	—	10	50
就労移行支援	利用日数（人日）	720	720	720
	利用者数（人）	40	40	40
就労継続支援 （A型）	利用日数（人日）	560	560	560
	利用者数（人）	30	30	30
就労継続支援 （B型）	利用日数（人日）	3,000	3,100	3,200
	利用者数（人）	150	155	160
就労定着支援	利用者数（人）	22	25	30
療養介護	利用者数（人）	6	6	6
短期入所（福祉型）	利用日数（人日）	275	300	325
	利用者数（人）	55	60	65
うち重度障がい者	利用者数（人）	15	17	20
短期入所（医療型）	利用日数（人日）	55	55	55
	利用者数（人）	11	11	11
うち重度障がい者	利用者数（人）	11	11	11

④居住系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者に対し、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 第5期計画で新たに加わったサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談対応や入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■7期計画見込み

居住系サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数(人)	5	5	5
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人)	150	170	180
うち重度障がい者	利用者数(人)	20	23	26
施設入所支援	利用者数(人)	90	110	130

⑤相談支援

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際に一人ひとりに合わせた「サービス等利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとの検証・見直し等を行います。
地域移行支援	施設に入所している障がいのある人や、入院している精神障がいのある人に対し、住まいの確保や地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	一人暮らし等の障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた緊急事態に際して、相談や訪問を行います。

■7期計画見込み

相談支援	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人)	550	560	580
地域移行支援	利用者数(人)	3	5	6
地域定着支援	利用者数(人)	8	16	24

⑥障がい児に対する福祉サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
児童発達支援	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、児童発達支援センター等の児童福祉施設等において、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供し、自立の促進と放課後の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児その他気になる児童を対象に、障がい児に対する指導経験のある児童指導員や保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。（乳児院や児童養護施設に入所している児童も含む）
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービスの支給決定を行う際に「障がい児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとの検証・見直し等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図るために、コーディネーターを配置します。

■3期（障がい児福祉）計画見込み

障がい児 福祉サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		児童発達支援	利用日数（人日）	2,500
	利用者数（人）	125	135	145
放課後等デイ サービス	利用日数（人日）	1,920	2,040	2,520
	利用者数（人）	160	170	180
保育所等訪問 支援	利用日数（人日）	8	12	16
	利用者数（人）	4	6	8
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数（人日）	2	2	2
	利用者数（人）	1	1	1
障がい児相談支援	利用者数（人）	200	210	220
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	利用者数（人）	1	2	2

⑦地域生活支援事業

■サービスの種類と内容【必須事業】

種類	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るために、地域住民を対象に障がい者等に対する理解を深めるための研修やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域の住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	社会福祉法人等の法人に対して、法人後見に必要な知識・技能・倫理等を習得できる研修等を行います。
意思疎通（コミュニケーション）支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通に支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、円滑な意思疎通を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し又は貸与することなどにより、生活の利便性を向上します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者への支援を行うために、日常会話程度の手話技術を習得するための研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がいのある人の地域での交流などを支援します。

■ 7期計画見込み

地域生活支援事業 【必須事業】		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		実施見込み箇所数	4	5	6
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	設置の有無	有	有	有
	要約筆記者派遣事業	実施の有無	有	有	有
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具等	給付件数	40	42	44
	排せつ管理支援用具	給付件数	1,450	1,475	1,500
手話奉仕員養成研修事業		利用者数(人/年)	20	20	20
移動支援事業		利用者数(人/年)	450	460	470
		延べ利用時間(時間/年)	4,700	4,800	4,900
地域活動支援センター		利用者数(人/年)	325	330	335
		延べ利用時間(時間/年)	6,500	6,600	6,700

■サービスの種類と内容【任意事業】

種類	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴のサービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。
巡回支援専門員整備	発達障がいに関する知識を有する専門員が保育所などを巡回し、障がい気になる段階から支援を行うための体制整備を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立を図るため、一定期間、知的障がい者の援護に熱意を持った事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等を行います。

■7期計画見込み

地域生活支援事業 【任意事業】		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	訪問入浴サービス事業	実利用者数（人）	6	8	16
	日中一時支援事業	実利用者数（人）	25	28	30
	巡回支援専門員整備	実施箇所数（箇所）	10	10	10
		実利用者数（人）	25	25	25
	知的障害者職親委託	実利用者数（人）	1	1	1

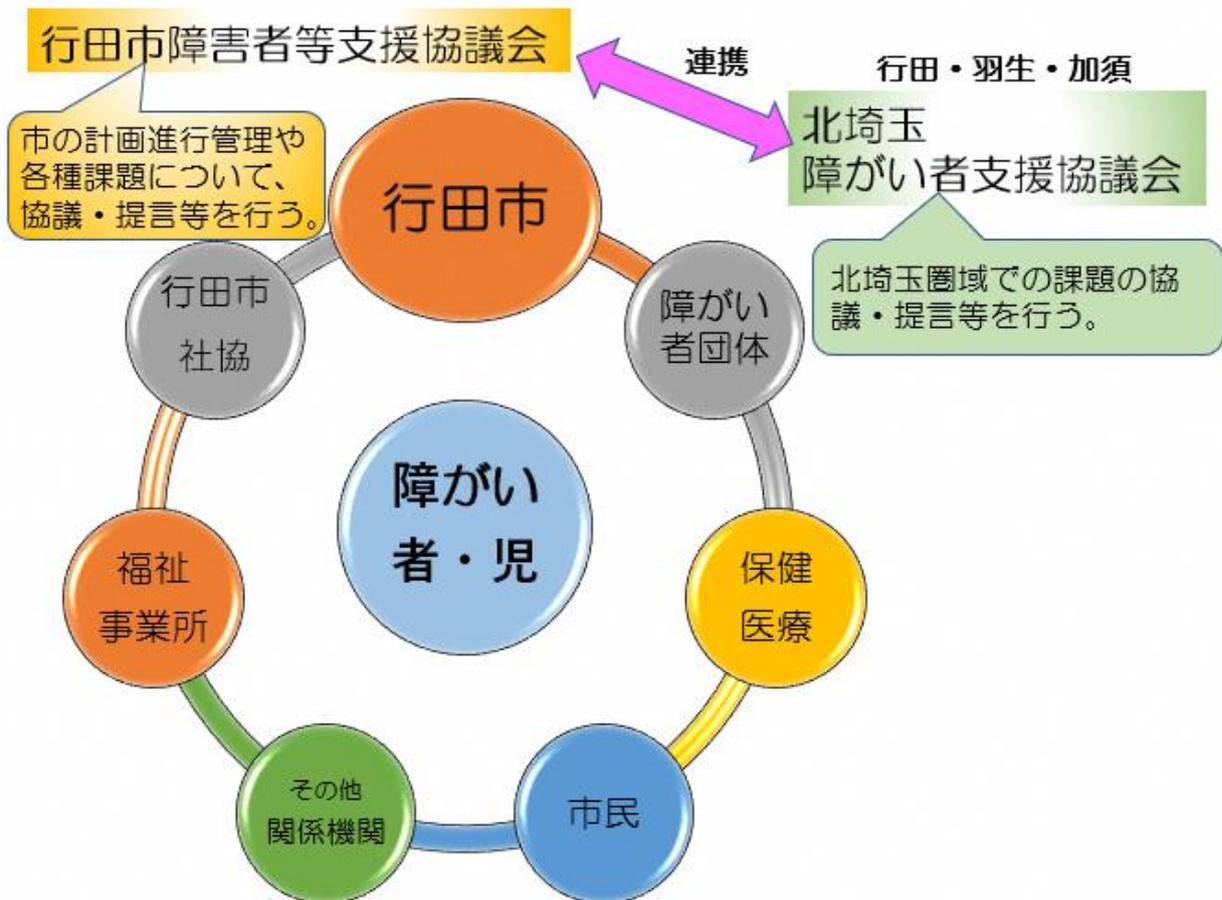
第6章 計画の推進

第1節 計画推進の体制

障がいのある人の生活を総合的に支える本計画の推進に当たり、市内においては、福祉・保健・医療・雇用・まちづくり・防災・防犯等の分野を含めた関係部署や機関と連携を図り、市域においては、市民や障がい福祉関係事業者との連携と協働、更に国や県、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図ります。

また、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の共有化や支援体制の整備について、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき、本市では「行田市障害者等支援協議会」において計画推進の体制を整え、本計画の実行性の向上とともに計画の進行管理に取り組んでいきます。

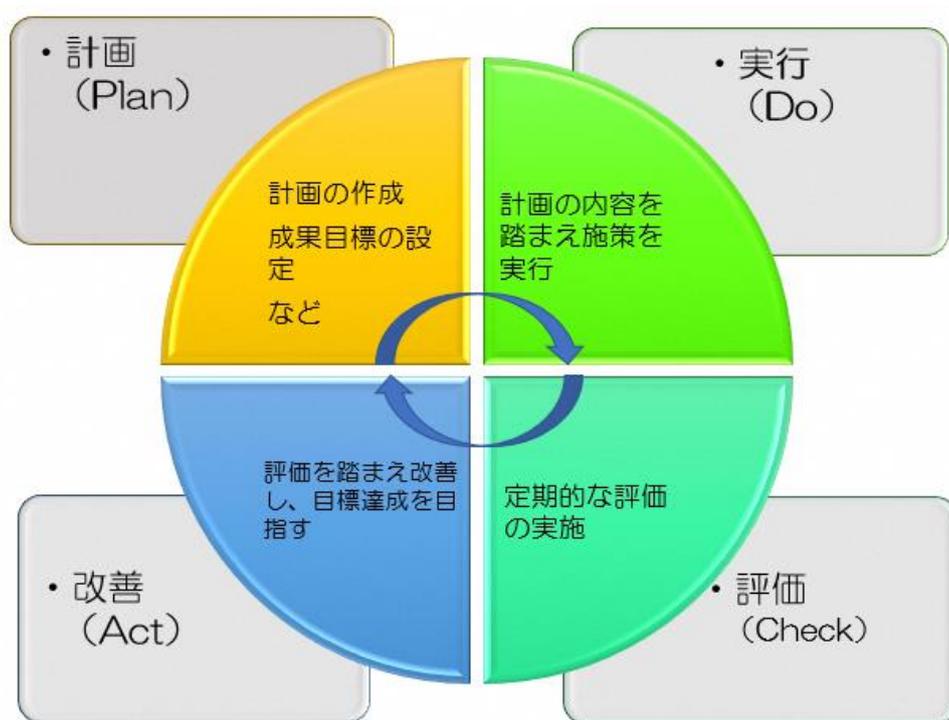
なお、圏域での課題は、本市、羽生市及び加須市で設置する北埼玉地域障がい者支援協議会で協議を行い、圏域での課題に取り組んでいきます。



第2節 計画の進行管理

本計画の期間は6年にわたるため、計画期間中であっても適切な時期に個々の施策の推進状況を把握・評価し、必要に応じ見直しを進めることが重要となります。このため、「行田市障害者等支援協議会」において、施策の進行管理を図ります。

また、圏域における障がいのある人への支援体制に関する課題の共有化や支援体制の整備については、本市、羽生市及び加須市で設置する北埼玉障がい者支援協議会を中心に協議を行い、本計画の実行性の向上とともに進行管理を図ります。



【参考】行田市障害者等支援協議会における主な協議事項

- ・ 障害者相談支援事業に関すること。
- ・ 権利擁護の取組に関すること。
- ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- ・ 障害者の就労支援に関すること。
- ・ 地域資源の開発及び改善に関すること。
- ・ 障害者計画及び障害福祉計画に関すること。
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に関すること。
- ・ その他市長が必要と認めること。

1 計画策定の経過

実施時期	内容
令和5年7月28日(金)	第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・行田市障がい者計画の策定について ・アンケート調査の概要について ・関係団体・事業所ヒアリング調査について
令和5年9月28日(木) ～10月13日(金)	アンケート調査 関係団体・事業所ヒアリング調査
令和5年11月17日(金)	第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査・ヒアリング調査の結果について ・障がい者計画骨子案について
令和5年12月22日(金)	第3回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・新計画案の審議
令和6年1月12日(金)	第4回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・新計画案の審議 ・市民意見募集(パブリックコメント)について ・「行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「行田市障がい者計画等」合同説明会について
令和6年1月22日(金) ～2月22日(木)	市民意見募集(パブリックコメント)
令和6年1月28日(日)	「行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「行田市障がい者計画等」合同説明会
令和6年3月8日(金)	第5回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見募集(パブリックコメント)の結果について ・新計画(最終案)の確認・決定

2 行田市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条の第3項及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づき、行田市障害者計画及び行田市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するため、行田市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉施設等の代表
- (2) 障害者福祉団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募の市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、障害者計画の策定に関する調査研究の結果を市長へ報告するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成9年6月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。(平成14年7月17日告示第91号)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。(平成18年10月1日告示第299号)

3 委員名簿

区分	氏名	備考（◎委員長、○副委員長）
社会福祉施設等の代表	鴨田 和彦	社会福祉法人行田市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
	桐ヶ谷 節夫	社会福祉法人聖徳会 理事兼見沼園副施設長
	木村 浩章	行田市障がい者ネットワーク 副会長 (NPO 法人C I Lひこうせん)
	加村 行則	行田市障がい者ネットワーク 事務局長 (株式会社リンクステーション 代表取締役)
	徳田 かの子	行田市障がい者ネットワーク 監事 (社会福祉法人橙)
社会福祉団体の代表	関口 正彦	行田市身体障害者福祉会 会長
	小巻 頼子	行田市肢体不自由児（者）父母の会 副会長
	田島 あづさ	行田市視力障害者協会 監事
	寺田 勇	行田市聴覚障害者の会 会長
	佐々木 久二	行田市手をつなぐ育成会 会長
	田村 靖子	行南わかくさ会 会計
学識経験者	◎川島 治	行田市医師会 理事
	○長島 敬二	行田市民生委員・児童委員連合会 会長
	小茂田 智江	行田公共職業安定所 統括職業指導官
公募の市民	大西 航	—

4 用語の解説

■ あ 行

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為。医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児という。

インクルージョン

障害者権利条約における「inclusion」で、日本政府公定訳で「包容」とされている。障がいの有無にかかわらず、地域の中で共生社会を目指す理念としてとらえられている。

インクルーシブ教育システム

障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。

ADHD（注意欠如・多動性障がい）

「Attention Deficit Hyperactivity Disorder」の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られること。

SLD（学習障がい）

「Specific Learning Disorder」の略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く・話す・読む・計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す障がいであって、他の障がいや環境が原因でないものを指す用語

思いやり駐車場制度（パーキングパーミット制度）

障がいのある人や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度。「埼玉県福祉のまちづくり条例」の改正により、令和5年11月1日から開始。

■ か 行

北埼玉圏域（障害保健福祉圏域）【参考 97 ページ】

埼玉県において、交通事情、地域のつながり、東京都心からの距離及び生活圈等を考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図るもの。行田市は、利根圏域に属し、加須保健所管内の行田市・羽生市・加須市と北埼玉圏域を設定し、地域の福祉の推進を図っている。

強度行動障がい

自分を傷つける、他の人を傷つける、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、食べられないものを口に入れる、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響をおよぼす行動が、著しく高い頻度でおこるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

グループホーム（共同生活援助）

地域で家庭的な雰囲気のもと、障がいのある人が共同生活を営み、食事や家事など毎日の暮らしについて世話人等による援助を受けながら、地域の中で少人数で共同生活をする場。なお、ケアホーム（共同生活介護）は、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法施行に合わせ、グループホームへ一元化された。

高機能自閉症

3 歳くらいまでに発現し、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの機能障がい。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくく、本人自身が障がいを十分に理解できないこともある。高次脳機能障がいと診断されれば「器質性精神障がい」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象となる。

■ さ 行

支援籍

障がいのある児童が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に置く埼玉県独自の学籍。特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができ、また、小中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

社会福祉協議会

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い社会福祉法人。



市総合福祉会館（酒巻）

（行田市社会福祉協議会）

就学支援委員会

LD、ADHD、高機能自閉症により特別な教育的支援を要する児童・生徒を含め、障がいのある児童への支援について、必要に応じて医療・福祉などの専門的分野からの助言を教育委員会に対して行う機関。一人ひとりへのきめ細かな支援を具体化する個別の教育支援計画に対

する助言も行う。

障害者自立支援法

それまで障がい種別ごとに縦割りにされていた障がい者福祉制度を全面的に見直し、自立支援の観点から一元的な福祉サービス提供システムを規定した法律。平成 18（2006）年 4 月から一部施行、同年 10 月から全面移行された。

障害者総合支援法

障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえ、「障害者自立支援法※」の一部を改正し、地域社会における共生の実現に向けて、従来の障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことを明記した法律。平成 25 年 4 月に施行された。

自立支援医療（制度）

障害者自立支援法の成立により、平成 18 年 4 月から、それまでの障がいに対する公費負担医療制度を一元化する形で開始された制度。身体障害者福祉法に基づく「更生医療」、児童福祉法に基づく「育成医療」、精神保健福祉法に基づく「精神通院医療費公費負担制度」の 3 種類がある。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることが出来る者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい②聴覚又は平衡機能の障がい ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい） ⑥免疫機能障がいで、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

身体障害者補助犬法

身体に障がいのある人が、身体障害者補助犬を伴って社会で活動できるように支援することを目的とした法律。公共施設や公共交通機関、レストランやデパートなど不特定多数が利用する民間施設について、補助犬を同伴しての利用を拒否できない等を定めている。身体障害者補助犬は、目の不自由な人を導く盲導犬、身体の不自由な人の身の回りの世話をする介助犬、聴覚に障がいのある人を導く聴導犬がいる。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見制度

判断能力が不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方を援助してくれる人（「後見人」等）を付け、財産管理や福祉サービスの利用などを任せる制度。

■ た 行

地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人（児童）の地域生活支援を推進する観点から、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等のこと。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、一体的、体系的に提供する仕組み。

通級による指導

小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童に対して、各教科書等の指導は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

■ な 行

難病

「難病」とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉である。難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、令和3年11月時点で338の難病が医療費助成制度の対象となる指定難病とされている。

日常生活用具

重度の障がいがある人（児童）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の点字タイプライター、ポータブルレコーダー、点字図書、電磁調理器など、聴覚障がい者用のファックス、文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープ、ストーマ造設者用ストーマなどがある。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

■ は 行

発達障がい（神経発達症）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。神経発達症ともいう。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁及び文化・情報面での障壁等の除去」という意味でも用いる。

バリアフリーについては、劇場やホテル等の特定建築物のバリアフリーに関するハートビル法と、公共交通機関のバリアフリーに関する交通バリアフリー法が統合されたバリアフリー新法（高齢者、障がい者等の移動の円滑化の促進に関する法律）が平成 18 年 12 月に施行され、対象を公共交通機関と特定建築物をつなぐ道路等にも広げ、その充実が図られることとなった。

ピアカウンセリング

障がい者等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者等の相談に応じ、問題解決を図ること。ピアカウンセラーは、その相談に応じる人のこと。

避難行動要支援者名簿

市が作成する、災害が発生した時に避難支援が必要と思われる方（要支援者）の情報を集約した名簿。名簿に掲載された方で、名簿情報の外部提供に同意を得られた方については、避難支援等関係者（自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員など）に名簿情報を事前に提供し、避難支援や平常時の見守りに役立てる。

ヘルプマーク

外見から分からなくても支援や配慮を必要としていることを周りの人に知らせるためのもの。ヘルプマークを身につけている方を見かけた時やヘルプマークを提示されたときには、「何かお困りですか」との声かけや、介助等の支援を行うことが望まれる。

■ ま 行

ミライ ID

障害者手帳の写真等の情報をスマートフォンアプリに登録し、スマートフォンでその情報を提示することで、公共施設等の利用ができるもの。本市では、市内循環バスや郷土博物館の入場等で利用が可能。

メール 110 番・ファックス 110 番

聴覚又は音声・言語機能障がいのある人が事件や事故にあった時のために開設されている、警察への緊急通報に利用する仕組み。メール 110 番の通報方法は、平成 23 年 5 月 16 日から、専用ホームページに接続し、文字対話方式（チャット）により通報するシステムに変更されている。

通報用アドレス <http://saitama110jp>

ファックス フリーダイヤル 0120-264-110

■ ら 行

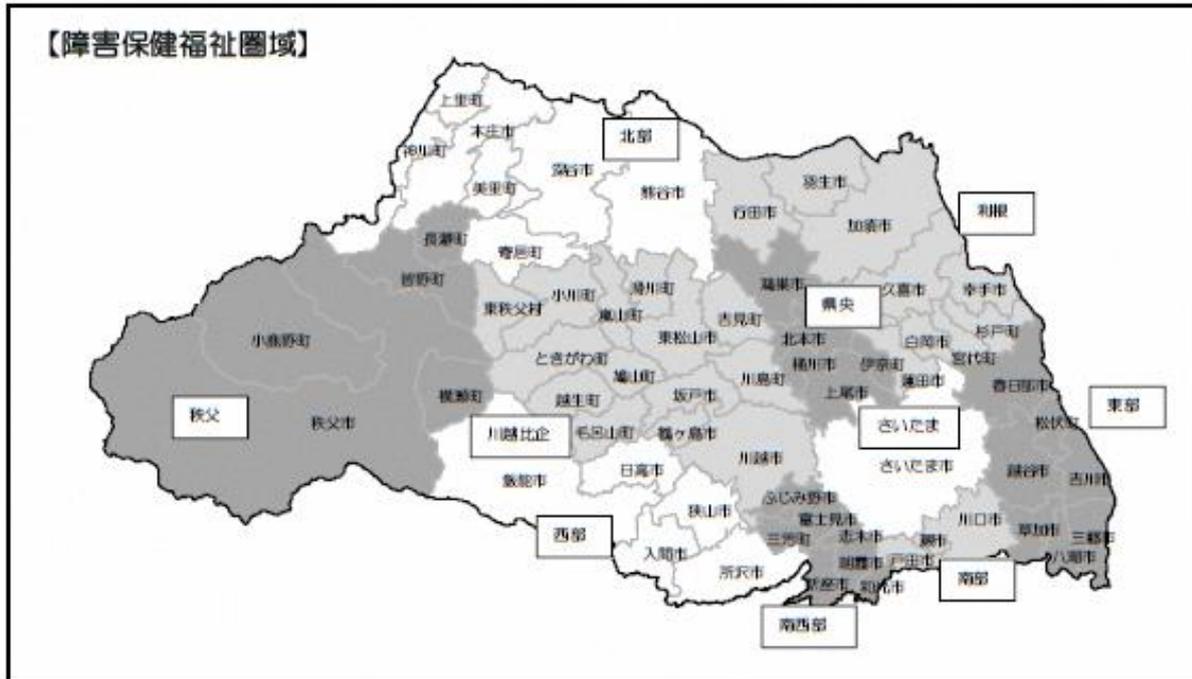
リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域に住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。埼玉県では、障がいの程度により4段階に区分されている。

【埼玉県における障害保健福祉圏域】



障害保健福祉圏域	市町村	福祉事務所	保健所
さいたま	さいたま市	さいたま市	さいたま市
南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	西部	朝霞
東部	越谷市	東部中央	越谷市
	春日部市、松伏町		春日部
	草加市、八潮市、三郷市、吉川市		草加
南部	川口市		川口市
	蕨市、戸田市		南部
県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町		鴻巣
川越比企	川越市	西部	川越市
	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村		東松山
	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町		坂戸
西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市		狭山
利根	行田市、加須市、羽生市	東部中央	加須
	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町		幸手
北部	熊谷市、深谷市、寄居町	北部	熊谷
	本庄市、美里町、神川町、上里町		本庄
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	秩父	秩父

【参照：第6期埼玉県障害者支援計画】

第5期行田市障がい者計画

第7期行田市障がい福祉計画
第3期行田市障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 行田市 健康福祉部福祉課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

TEL : 048-556-1111

FAX : 048-554-6701